

「競争ルールの検証に関する報告書2024(案)」に対する 意見及びそれに対する考え方

■ 意見募集期間 : 2024年6月22日(土)から同年7月22日(月)まで

■ 意見提出件数 : 20件 (法人・団体:13件、個人:7件)

■ 意見提出者 :

(意見受付順、敬称略)

	意見提出者
1	株式会社インターネットイニシアティブ
2	東京都消費生活総合センター
3	一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会
4	クアルコムジャパン合同会社
5	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
6	一般社団法人テレコムサービス協会
7	株式会社NTTドコモ
8	JCOM株式会社
9	公益社団法人全国消費生活相談員協会
10	株式会社オプテージ
11	ソフトバンク株式会社
12	楽天モバイル株式会社
13	KDDI株式会社
—	個人(7件)

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
----	-----	------------------

■ 総論

意見1-1 利用者にとって最適な選択が可能な環境整備を目指すWGの方向性に賛同。		
<p>通信料金と端末代金の完全分離及びスイッチング円滑化による、通信料金を原資とした端末値引きの誘引に頼った利用者の獲得(量の競争)から、お客様本位の商品・サービスの開発とその適時・的確な見直しによる利用者の獲得(質の競争)へのシフト、および利用者がいつでも自らの意思で最適な選択を行える環境の整備を目指すという本WGの取組に賛同します。わたしたち全携協も、キャリアショップが地域のデジタル化推進拠点としてお客様に安心してご利用いただける拠点を目指し、今後も積極的に現場の意見を発信して参りたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
意見1-2 報告書案の方向性に賛同。端末市場における潜脱行為を防止する措置の規定化が望ましい。		
<p>・報告書案の方向性につき、賛同いたします。電気通信市場における公正な競争が促進され、健全な発展をとげることができるよう、政府がイニシアティブを発揮いただくことに感謝申し上げます。</p> <p>・今般のガイドラインで示されたような厳格なルールが存在する状況にあっては、端末販売市場における潜脱行為が登場することは、その健全な発展を大きく阻害することが想定されます。事後的な措置のみが取られる場合には、これまでに見られたとおり、いわゆる「やった者勝ち」の状況となりかねず、むしろ潜脱行為の開発を助長する状況となりえます。そのような潜脱行為そのものが登場することを予防するためにも罰則あるいはそれに相当する措置が規定化されることが望ましいと考えられます。</p> <p style="text-align: center;">【クアルコムジャパン合同会社】</p>	<p>○ 本報告書案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 潜脱行為の予防に関する御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
意見1-3 モバイル市場の競争促進におけるMVNOの重要性に鑑み、MNOとMVNOの間の競争環境を注視し、公正競争が阻害される場合は規律の見直しを検討すべき。		
<p>・モバイル市場において、有限希少な周波数資源の有効利用の観点から、少数のMNOが設備を保有する構造が避けられない中、「設備を保有するMNO」と「設備を保有しないMVNO」の間の公正な競争環境を整備することは、モバイル市場の競争活性化や多様なサービスやソリューション創出のために重要であると考えます。特に、5G(SA方式)時代には、さらに高度で多様なサービスやソリューションの提供が期待されており、国民生活や産業活動において欠かせないものになると想定されるため、今後さらにその重要度は高まるものと考えます。</p> <p>・この点、本報告書案においても「MNOの数に限りがある中、創意工夫により独自のサービスを提供するMVNOは引き続き重要な役割を果たすことが期待されることを踏まえると、MVNOにお</p>	<p>○ MNOとMVNO間の競争環境、MVNO間の競争環境、MNO間の競争環境を適正なものとしていく観点から、引き続き、総務省において、通信市場の競争状況を注視し、必要に応じて、見直しの検討を進めることが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

<p>いて適時に競争し得るサービスの提供が重要である」との考え方が示されているとおり、モバイル市場においては、引き続きMVNOが市場における競争の軸として機能することが重要であり、特にMNOグループと独立系MVNOの間のイコールフットリングの確保が重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、本報告書案では、競争を一層促進させるための実効性の高い対策として、新規契約に係る通信料金割引や端末割引に関する規律等の緩和につながる考え方が示されておりますが、「通信料金と端末代金の完全分離」等、事業法第27条の3の規律の趣旨を踏まえるとともに、規律の緩和に伴いMNO各社による過度な値引き等が実施された場合はMNO-MVNO間の競争力の差がさらに拡大するおそれがあることから、公正な競争環境の確保の観点から留意する必要があります。 ・このため、本報告書案における各対策案については、MNO-MVNO間の競争環境に影響を与えないよう留意のうえ慎重に検討いただくとともに、MNOによる過度な端末値引きや行き過ぎた囲い込み等、公正な競争環境が阻害される状況となった場合には、直ちに規律の見直し等について議論いただくようお願い申し上げます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見1-4 今後の議論では、向かうべき将来像を明確化すべき。また、規制は最小限かつ公平なものとし、規制の影響も分析すべき。</p>		
<p>今後の競争促進議論においては、まずは以下のような向かうべき将来像を明確化していただくことを要望します。</p> <p>また、明確化された向かうべき将来像とその時点の市場状況を検証する際には、前述した純増シェアや海外との比較等に基づいて実施し、仮に規制を課した場合に他へのマイナスの影響を及ぼさないかといった分析も合わせて実施していただくことを要望します。</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質なサービスが提供されている(料金水準は国際的に低～中位であり、ネットワーク品質水準も高い) ・不当な扱いを受けている事業者はいない ・消費者が自由にサービスを選択できる環境が実現している(移行障壁は撤廃済み) <p>(将来像の一例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金:幅広い選択肢(高品質・高価格 ~ 低品質・低価格) ・ネットワーク:高品質なカバレッジ・通信速度 ・端末:最新端末・テクノロジーの普及が先進諸外国と同等以上 <p>その上で、自由競争を大原則として、市場状況を踏まえてルールが必要となってくる部分について、規制は最小限・全事業者に公平を前提に、将来像に向けた政策を実現していくことが重要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見1-5 見直し後の制度運用に当たっては十分な期間を確保してほしい。ガイドラインでは具体的な事例を交えて解説してほしい。</p>		

<p>・今般取りまとめられた制度改正に関し、改正内容に対応するために事業者や販売代理店において多くの準備が必要なため、総務省殿におかれましては、それぞれの改正内容について事業者と調整を行う等、十分な対応期間を確保いただくとともに、無理なく運用が開始できるよう、要望いたします。</p> <p>・「競争ルールの検証に関する報告書 2024(案)」(以下、本報告書(案)という)の記載だけでは、ルールの解釈次第で事業者間において認識相違等が生ずる懸念もあります。従って、運用開始にあたり、ガイドラインにおいて具体的な事例等交えた解説を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
--	---------------------------------	----------

■ 第2章 モバイル市場の競争環境に関する検証

<h3>2 事業法第27条の3の執行状況</h3>		
<h4>(2) 覆面調査の結果等の規律の遵守状況</h4>		
<h5>意見2-1 「頭金」という表現は誤解を生じさせやすいため、対応が必要。</h5>		
<p>消費生活相談の現場では、頭金に対する認識の違いによるトラブルが散見します。「頭金」という言葉による誤解を招かないための取り組みが必要と思います。</p> <p style="text-align: right;">【東京都消費生活総合センター】</p>	<p>○ 「頭金」問題について、今後も定期的なモニタリング等をつづけるとともに、必要な措置が検討されることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>消費生活相談の現場でも、頭金に関する認識の違いに起因するトラブルを散見します。頭金という言葉を使うことをやめる等の対応が必要です。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>		
<h5>意見2-2 消費者に誤解を与えるような販売代理店の悪質な行為に対しては、自発的に料金を返金させたり代理店ライセンスを取り上げたりすべき。</h5>		
<p>「2023 年度覆面調査の結果について、全体では2022年度覆面調査の結果よりも大幅に改善し、違反と判断・疑われる事案の割合は半分以下に低下しており、また、各社とも改善されている状況である。」とあるが、本来、消費者に誤解を与えるような悪質な販売手法は0であるべきである。仮に店員の習熟不足が原因であったとしても、顧客に対して誤解を与えたことは間違いのないのであるから、販売代理店には自発的に料金の返金を義務付けたり、代理店ライセンスの取り上げなどを実施したりすべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<h5>意見2-3 報告書(案)に賛同。引き続き法令等の遵守を徹底する。</h5>		
<p>本報告書(案)で示された措置を含め、引き続き法令等の遵守の徹底に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<h3>3 モバイル市場の現況と分析</h3>		
<h4>(3) 通信市場の動向</h4>		
<h5>意見2-4 競争促進におけるMVNOの重要性に鑑み、MNOの5G(SA方式)の機能をMVNOに開放してほしい。</h5>		
<p>報告書P.20では、MVNOの事業者数が大幅に増加したと指摘し、ここではMNO4者のシェアは引き続き高水準にあるとも指摘しています。</p>	<p>○ 5G(NSA方式)によるサービスについては、既にMVNOも提供可能となっていますが、5G(SA方式)についても、MVNOが</p>	<p>無</p>

<p>これは、MNO4者も低額プランを相次いで投入、同じ価格であれば通信のつながりやすさ等の信頼性の面から消費者がMNOを選択するということが起きている、すなわち、MVNOの存在が、市場を消費者利益に資する方向に変える力となっていると言えます。</p> <p>国民が高品質な通信サービスを低廉な料金で利用できるよう、さらなる環境を整備していくには、競いのある環境が必要であり、現状、MNO4者で独占している5GをMVNOにも開放していくことを視野に入れてWGでの検討を進めていただくようお願いします。</p> <p>【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>MNOに競争し得るサービスを提供できる環境が求められると考えます。このため、本報告書案に記載のとおり、MNOによる5G(SA方式)に係る機能開放について、「接続料の算定等に関する研究会」と連携しつつ、本WGにおいても、引き続き注視していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見2-5 オンライン手続きなのに費用を徴収するのは非合理的。合理的ではない費用徴収が発覚した場合は国が指導し是正を図るべき。</p>		
<p>「また、KDDIIは、唯一、オンライン手続の費用を徴収(3,500円)している。」の部分に関してですがKDDIIに対して疑念があります。</p> <p>オンライン手続きなのに費用を徴収する合理的な理由がわかりません。百歩譲って何らかの費用が発生するとしても人の手を介する店頭での費用とオンラインでの費用が同額というのは論理的ではありません。</p> <p>またドコモやソフトバンクはオンラインなら手数料を徴収しないという事実を踏まえると、KDDIIはオンラインで3,500円の費用がかかるという具体的な根拠を示すことが必要ではないか。</p> <p>その上で合理的ではない理由で費用を徴収していたことが発覚した場合には国が指導を行い是正を図ることが望ましい。そのためには各種手数料が適正な価格なのかを国が調べられるようなルールが必要になると考えられます。</p> <p>【個人5】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-6 乗換えの円滑化には本人確認等の事務手続きの簡素化が重要であり、方策を検討すべき。</p>		
<p>「現在利用契約している携帯電話サービスが仮に利用できなくなった場合の変更先として回答したサービスごとに、現時点で切替えない理由を調査したところ、(略)『通信会社を変更する事務手続きが面倒だから』との回答が12.3%と2番目に多くなっている」(P44)とあるところ、当該事務手続きの簡素化に向けた取組が必要と思料します。</p> <p>具体的には、「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」の下で開催されている「不適正利用対策に関するワーキンググループ」の第5会合(本年6月20日)の資料6-1「携帯電話不正利用防止法の本人確認方法の見直しの方向性(案)」において「過去の確認結果への依拠」が示されているところ、これを実現することで当該簡素化が図られることが考えられます。</p> <p>また、MNPワンストップにおいても、移転元事業者の専用サイトにログインする際に利用者のIDとパスワード等を用いた当人性の確認が必要であることを踏まえると、上記の「過去の確認結果への依拠」を実現するタイミングに合わせ、これに係る事務手続きの簡素化を改めて検討すべきと考えます。</p> <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-7 長期契約者を軽んじる業界体質により、新規契約を条件とした利益提供が増加しているのではないかと。検証が必要。</p>		

<p>代理店等が行っている新規契約を条件とした利益供与が2023年から増加傾向にある点について、MNP契約者等新規獲得者を優遇するビジネスモデルと長期契約者を軽んじる業界体質が関係しているのではないのでしょうか。詳しい検証が必要です。</p> <p>【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-8 利益提供を目的に短期間での契約・解約を繰り返す悪質な行為に対して、何らかの措置が必要。</p>		
<p>利用者の自身のニーズに合った事業者・料金プランをいつでも自由に選択できるよう乗換え障壁を是正することを目指し、2019年5月に電気通信事業法が改正され、1,000円を超える違約金の設定の禁止等が定められました。</p> <p>当社においても、当該改正の趣旨を踏まえ、2020年4月の本格サービス開始当初より期間拘束及び違約金を設定することなく契約の受付を行ってきたところ、一部の利用者において、こうした環境を巧妙に利用し、契約に際しての端末割引やキャッシュバック、ポイントの付与等を受け、その後短期間で解約することを繰り返すことで不当にこうした利得を追求しようとする動きが見られます。これに対し当社は、本年2月より、「利用実態がない回線への契約解除料(解約事務手数料)」の請求を開始しました。これによりこうした利用者の数は若干減少しましたが、根本的な解決には至っておりません。</p> <p>当該利得が多く的一般利用者が負担する通信料金等により賄われていることに鑑みると、当該改正の趣旨は引き続き踏まえつつも、このような逸脱行為を抑制すべく、何らかの措置を講じて頂く必要があると考えます。</p> <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 利益提供を目的に短期間での契約・解約を繰り返す悪質な行為については、総務省として、状況を注視することが適切と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-9 携帯電話ポータルサイトが高齢者にも周知されるよう工夫してほしい。また、説明事項が多くて契約に時間がかかっており、契約手続きの改善も必要。</p>		
<p>「制度見直しの恩恵を行き渡らせる観点から、自身のニーズに合った移行のメリットや手続が必ずしも複雑ではないことを伝えるため、周知啓発といった情報の発信を引き続き積極的に行っていく」ことに賛同します。</p> <p>特に高齢者に関して、プランが多すぎて自分に最適なプランがわかりづらい等の課題があります。</p> <p>貴省では、携帯電話ポータルサイトを設置し、消費者が適切なプランを選択できるよう情報提供に努めておられますが、同ポータルサイトが高齢消費者に認知されるような周知啓発の工夫が必要です。</p> <p>また、店頭での契約は、手続時の説明事項が多すぎて契約に数時間もかかるという状況が依然としてあるようです。契約手続方法の改善にも着目することが必要です。</p> <p>【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 「携帯電話ポータルサイト」及び契約手続に関する御意見は、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>3 モバイル市場の現況と分析 (4) 端末市場の動向</p>		
<p>意見2-10 端末購入プログラムの残債免除について、デメリットを利用者に正しく伝えてほしい。</p>		
<p>端末購入プログラム加入端末販売台数が増えており、白ロム割が規制対象になったことを踏まえれば引き続き上昇することが想定されることとあり、端末が高額であれば本プログラムを利用したいと思う消費者は増えると思います。本プログラムへの加入時には、残債免除を受ける</p>	<p>○ 関係事業者においては、御意見を踏まえ、適切に対応すべきと考えます。</p>	<p>無</p>

には端末の返却が必要であることや、返却時の機器の状態によっては残債免除が受けられないというデメリット情報をきちんと伝えていただきたい。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】		
意見2-11 5Gが利用できない地域なのに5G対応端末しか購入できないことについて、消費者から不満の声がある。		
2023年通期の5G対応スマートフォンの出荷数全体に占める割合は99.0%とのことですから、現在購入できるスマートフォンはほぼ5G対応といえます。消費生活相談では、5Gが利用できない地域なので5G以外の端末を購入したいが販売していないと言われ不満だという相談がありました。通信プランも端末も5Gが前提となっていますが、実際には多くのケースで5Gを利用できておりません。非5G対応の端末のニーズがあることをお伝えします。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	○ 頂いた御意見については、参考として承ります。	無

■ 第3章 モバイル市場に係る課題

1 モバイル市場競争促進プランを踏まえた見直しの基本的考え方		
意見3-1 端末の高額化や、白ロム割に対応して利益提供の上限を4万円に見直したことを踏まえ、廉価端末の定義を見直し、4万円以内の端末を廉価端末としてほしい。		
2023年11月2日閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、同11月7日に「日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン」が公表され、国民が低廉で多様な端末を選択できるようにするため、中古端末の更なる流通促進が重要とされましたが、競争ルールの検証に関するWG（第50回）で当協会が提案しましたとおり、11月2日閣議決定にある「物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援」としては、中古端末市場の活性化に加えて、「新品の低価格帯の活性化」も今後検討の必要があると考えます。 総務省資料によると指定事業者の端末売上台数は、2021年度に3663万台あったものが、物価高の影響を受けて2022年度は3090万台、2023年度は2808万台と急減しており、一方で売上原価は2021年度65,344円、2022年度76,381円、2023年度82,622円と高額化が進んでおります。 今回対策を講じる中古端末市場規模は2023年度で234万台のところ、2～4万円未満の価格帯の市場規模は過去3年で21～27%のシェアがあり、1千万台弱が見込めます。 2023年12月27日に白ロム割も含めた割引上限が4万円に見直されたこともあり、更なる台数減が予想されますので、総務省におかれましては端末売上台数の推移に是非注視をいただき、当協会が提案した廉価端末の定義を割引上限の「最低額」の方である2万円に据え置くのではなく4万円まで広げる等の更なる端末市場活性化に向けた対策につき、適時ご検討をいただければと思います。 【一般社団法人全国携帯販売代理店協会】	○ 「競争ルールの検証に関する報告書2023」(案)に対する意見及びそれに対する考え方において、端末割引額の上限については、不良在庫端末特例の基準(50%)を考慮することが適当であるとの考え方にに基づき、廉価端末の特例は、2万円を維持することが適当であるとされています。	無
2 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策		
意見3-2 報告書案の方向性に賛同。モニタリングを継続し適切な措置を講じてほしい。		
・報告書案の方向性につき、賛同いたします。 ・一方で、現下の端末市場は縮小傾向が継続しており、自由かつ公平・公正な競争を確保することなどを通じた市場の活性化の必要性が益々高まっております。政府においては市況のモニタ	○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。	無

<p>リングを継続し、必要に応じた適切な措置を講じていただくことを期待します。 【クアルコムジャパン合同会社】</p>		
<p>2 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策 (1) ネットワーク利用制限</p>		
<p>意見3-3 ネットワーク利用制限が許容されるケースを限定する方向性に賛同。MNOはネットワーク利用制限に係るデータを整理しWGに報告すべき。</p>		
<p>ネットワーク利用制限の被害者は何らの瑕疵もない中古端末購入者です。よってネットワーク利用制限が許されるケースを極力限定することに賛成です。端末搾取を目的とした不適切行為を防ぐためには、販売代理店において分割払い時の与信をしっかりと行うようキャリアが指導すべきと思います。また、一部キャリアにおいてネットワーク利用制限に関するデータが整理されていないことが明らかになりましたので、今後はデータを整理して報告をしていただきたい。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 ○ 関係事業者は、ネットワーク利用制限に関してのデータを整理し、「競争ルールの検証に関するWG(以下「本WG」といいます。)」に報告すべきと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-4 犯罪等抑止の観点から、不正契約など一定の場合にネットワーク利用制限を許容する方向性に賛同。</p>		
<p>・ネットワーク利用制限について、不正な手段による端末の入手を防止する一助となっている認識であり、犯罪等の行為を抑止する観点から、盗難等の犯罪行為、不正契約で入手された端末、補償サービスにより補償対象となった旧端末に対する利用制限を許容する方針に賛同いたします。 【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-5 犯罪等抑止の観点から一定の場合にネットワーク利用制限を許容する方向性に賛同。ネットワーク利用制限で不利益を被った者への救済策を検討してほしい。</p>		
<p>「ネットワーク利用制限は原則禁止することとするが、(略)、犯罪等の行為を抑止する観点から、必要最小限の措置に限定してネットワーク利用制限を許容すること」に賛同します。 一方、中古端末を購入した消費者がネットワーク利用制限により不利益を受けた場合の救済策を検討いただくよう、要望します。 救済策として「偽造通貨発見届け出者に対する協力謝金制度」が参考になると考えられます。同制度では、偽造通貨を受取ってしまった場合に、届出した偽造通貨と同額の協力謝礼金が支給されることで救済が図られているようです。この制度に倣って、ネットワーク利用制限で不利益を受けた消費者に対し、当該の端末と同等の端末と交換し、利用制限を解除するなどの救済措置を検討することはできないでしょうか。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 ○ ネットワーク利用制限により不利益を受けた場合の救済策の検討については、リユースモバイルガイドライン等を参考にすることが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-6 一定の場合にネットワーク利用制限を許容することで不正行為の抑止が見込める。運用の変更にはシステム改修を伴うため、十分な準備期間を確保してほしい。</p>		
<p>・債務不履行の端末に対する制限について、原則禁止することは、端末搾取を目的とした不正行為の増加を助長する懸念があるものの、端末代金を全く支払う意思のない者に対する制限を許容することは、一定程度の抑止効果が見込めるものと考えます。 ・4か月を超えない期間において債務不履行の端末に対するネットワーク利用制限を実施するに当たっては、当該業務の運用変更だけでなく、システム開発を伴うものであるため、十分な準備期間を確保した施行日となるよう留意いただきたいと考えます。 【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 ○ 見直し後の制度の実施時期は、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

意見3-7 MNOがネットワーク利用制限に係るデータを整理しWGに報告する際には、MNOに過度な負担とならないように留意してほしい。		
<p>「利用者の利益等を確保するため、ネットワーク利用制限は原則禁止することとするが、一方で、事業者からはネットワーク利用制限が犯罪等の抑止の一助になっているとの指摘もあったことも踏まえれば、犯罪等の行為を抑止する観点から、必要最小限の措置に限定してネットワーク利用制限を許容することが適当」(P98)とする本報告書(案)の方向性に賛同致します。</p> <p>なお、「債務不履行の観点から実施するネットワーク利用制限は原則禁止することが適当」(P99)とされたことについては、「各キャリアの約款により所有権は端末購入者に移転されているため、端末購入者は割賦契約中であっても端末を中古事業者に売却する権利を有しており、キャリアは端末の所有権を有していないこと」(P99)を前提としていると理解しております。</p> <p>また、「ネットワーク利用制限の検証をしていくためにも、キャリアはネットワーク利用制限の類型ごとの件数や、滞納額、これらの推移といったデータを整理し、本WGに報告してもらうことが望ましい」(P100)とされているところ、これを実施する場合には事業者に過度な負担を強いるものとならないよう留意頂きたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 ○ ネットワーク利用制限のデータの整理及び報告に関する御意見については、参考として承ります。 	無
意見3-8 ネットワーク利用制限の原則禁止による犯罪抑止効果の低減を懸念。必要に応じてネットワーク利用制限の原則禁止を見直すよう報告書案に追記すべき。		
<p>これまで弊社は端末の不正搾取の方法のひとつに債務不履行があると考え、債務不履行の端末も犯罪行為の抑止を目的として実施しているネットワーク利用制限の対象としてきました。このため、今回債務不履行の端末に対するネットワーク利用制限を原則禁止とされることで犯罪抑止効果が低下することを懸念しています。</p> <p>具体的には、本見直しにより、端末の割賦代金の1回目の支払い(端末購入から4か月経過後)さえなされれば残りの割賦代金が支払われなかったとしてもネットワーク利用制限をかけることは不可となるため、意図的に端末の割賦代金を完済せずに端末を搾取することが可能となります。</p> <p>したがって、今回の見直し後の端末搾取等不適切行為の増減等影響を今後注視の上、抑止効果の低下がみられる場合には再度ネットワーク利用制限に対する規制の見直しが必要と考えます。</p> <p>以上を踏まえ、本報告書案に以下追記を要望します。</p> <p><追記案> 「引き続き、ネットワーク利用制限の影響を、<u>不適切行為の増加に繋がっていないかも含めて注視し、必要に応じて、ネットワーク利用制限の在り方の見直しの検討を行うことが適当である。</u>」 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p> </p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見のとおり、端末搾取を目的とした不適切行為を防ぐことは重要であり、総務省において今般の見直しの影響を注視する必要があると考えます。他方、利用者利益の観点からは、ネットワーク利用制限が許されるケースは極力限定する必要があるため、まずは事業者において、本人確認や与信審査などのネットワーク利用制限に依拠しない対策を適切に行っていくことが重要であると考えます。 	無
意見3-9 MNO間のIMEI共有によりネットワーク利用制限の有効性を高める方向性に賛成。中古端末取扱業者による確認や消費者への啓発も重要。		
<p>「(略)前提として、例えば、キャリア間でネットワーク利用制限の対象となるIMEIを共有し、他キャリアに乗換えたとしてもネットワークが利用できないようにする等のネットワーク利用制限の有効性を高める措置が必要(略)」に賛同します。</p> <p>この措置を徹底して、善意の消費者がネットワーク制限にあうなどの不利益を被らないよう願</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 	無

<p>いします。 新機種端末の高価格化が進む中、中古端末の需要は高まっていくと思われます。中古市場を扱う業者は、端末売買時に当該端末がネットワーク利用制限の対象となっていないか確認する等の対応を行うことも重要で、それを行った上で、購入者への保証制度を構築することに期待します。 フリマアプリで購入した端末を起動したら追跡中の表示がされたという事例もあるため、より一層の消費者啓発も必要と思います。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>		
<p>意見3-10 MNO間のIMEI共有によりネットワーク利用制限の有効性を高める方向性に賛成。運用の変更に当たっては十分な準備期間を確保してほしい。</p>		
<p>・キャリア間でネットワーク利用制限の対象となるIMEIを共有し、他キャリアのネットワーク上でも利用制限可能とする仕組み作りについて、ネットワーク利用制限の有効性を高め、犯罪等を抑止することに繋がる措置であると考え、賛同いたします。 ・キャリア間での情報共有及び当該情報を用いた利用制限の実現に当たっては、キャリア間での運用整理等の時間を要するものであるため、十分な準備期間を確保した施行日となるよう留意いただきたいと思います。 【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 ○ 見直し後の制度の実施時期については、総務省において今後の参考にすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-11 ネットワーク利用制限に係る見直し後の制度運用に当たっては十分な準備期間を確保してほしい。</p>		
<p>本見直しを踏まえ、債務不履行の端末に対する対応(端末購入から4か月を超えた期間は、債務不履行の端末に対するネットワーク利用制限を禁止)及びネットワーク利用制限の有効性を高める措置の対応(キャリア間でネットワーク利用制限の対象となるIMEIを共有し、他キャリアに乗り換えたとしてもネットワークが利用できないようにする等)が必要となりますが、当該対応に係るシステム検討・開発には相応の期間が必要(最短でも2025年4月以降目途となり、要件次第により期間が必要となる可能性)となるため、本見直し時期については、事業者の準備期間にもご配慮いただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 見直し後の制度の実施時期については、総務省において今後の参考にすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>・債務不履行の端末に対するネットワーク利用制限を原則禁止とし、端末購入から4か月を超えない期間においては債務不履行の端末に対するネットワーク利用制限を許容することが適当、とされておりますが、本規律の対応にあたっては、端末購入時を起点に債務不履行を判断してネットワーク利用制限の適否を判断する等の複雑な仕組みを作る必要があり、相応のシステム改修が必要となる見込みです。 本規律の開始時期については、事業者の準備期間を十分に考慮の上、決定いただくことを要望いたします。 【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見3-12 ネットワーク利用制限の原則禁止やMNO間のIMEI共有を通じて有効性を高める方向性に賛成。MVNOも有効性を高める取組に参加できるようにしてほしい。</p>		
<p>本内容に賛同いたします。 犯罪等を抑止するための措置については、MNOだけではなくMVNOも含めたものとしていただき、希望するMVNOが参加できるような取り組みとしていただくことを要望いたします。</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

【株式会社インターネットイニシアティブ】

2023年11月に公表された「モバイル市場競争促進プラン」にて示されたとおり、モバイル市場の更なる競争促進のためには、通信料金の低廉化に加え、端末をニーズに応じて多様なものから選択できるようにすることが必要であり、この点、中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策を講じることは重要であると考えます。

この点、ネットワーク利用制限について原則禁止とすることは、中古端末を含む端末市場の更なる活性化に加え、利用者の利益確保等に資するものと考えことから、本報告書案の考え方に賛同いたします。

なお、本報告書案では、盗難等の犯罪行為等を抑止するための必要最小限の措置に限定してネットワーク利用制限を許容する旨が示されており、その前提として、キャリア間でネットワーク利用制限の対象となるIMEIを共有等によりネットワーク利用制限の有効性を高める措置についての議論を早急に開始し、必要な対応を行うことが適当である旨が示されております。他方、MVNOがネットワーク利用制限を実施するためにはMNO側の設備へのIMEI登録等について個別に協議等を行う必要があり、現状、MVNOにおいては犯罪等を抑止するための必要最小限の措置であっても、ネットワーク利用制限を実施することは容易ではないものと認識しております。

このため、今後のキャリア間議論においては、MNOだけでなくMVNOも含めたモバイル業界全体の取り組みとして犯罪等の抑止のためネットワーク利用制限を実施し、その有効性を高める措置を検討することを要望いたします。

【一般社団法人テレコムサービス協会】

・総務省殿の「日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン」(2023年11月公表)を踏まえ、中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策を講じることは、利用者が端末をニーズに応じて多様なものから選択できるようにする観点から重要であると考えます。

・この点、本報告書案において、ネットワーク利用制限が中古端末市場の発展に対する阻害要因となっている旨が示されたところ、ネットワーク利用制限を原則禁止とすることは、中古端末を含む端末市場の更なる活性化や利用者の利益等の確保に寄与すると考えられることから、本報告書案の考え方に賛同いたします。

・また、本報告書案において、犯罪等の行為を抑止するために、キャリア間でネットワーク利用制限の対象となるIMEIを共有する等、ネットワーク利用制限の有効性を高める措置に向けた議論を早急に開始し、必要な対応を行うことが適当との旨が示されたところ、モバイル市場全体における犯罪等の行為を抑止することが重要と考えることから、当該取り組みについては、MNOのみならずMVNOも含めた対応を検討することが必要であると考えます。

【株式会社オプテージ】

○ ネットワーク利用制限の有効性を高めるためには、関係事業者が連携して取り組むことが重要であり、MVNO が取組に参加することは望ましいと考えます。

意見3—13 一定の場合にネットワーク利用制限を許容する方向性に賛同。MNOが扱う端末だけでなくMVNOが扱う端末も取組対象である旨を報告書案に記載してほしい。

<p>本報告書(案)における「ネットワーク利用制限は原則禁止することとするが、(中略)必要最小限の措置に限定してネットワーク利用制限を許容することが適当である。」との結論について賛同いたします。</p> <p>ただし、本WGではMNOを念頭に置いた議論に終始しており、MVNOは議論の対象とされていない点は不十分であると考えます。MVNOである当社においてはMNOと同様に端末の割賦販売をしており、不正契約等により取得された当社端末が転売されること等により、MNOと同様な問題が発生しております。本WGで議論があった犯罪等を抑止する観点から必要最小限の措置に限定してネットワーク利用制限を許容することは、MVNOの場合においても、盗難や不正契約、また不正取得した端末を転売すること等の抑止に資すると考えます。</p> <p>しかしながら、本報告書(案)においては、MVNOに関する記載がなく、このため、MVNO端末がネットワーク利用制限の対象外と受け取られる懸念があると考えます。</p> <p>MVNOにおいてもMNOと同様の課題を抱えており、当該課題に対する対応策は共通していること、当社を含めMVNOに対する不正行為を減らすことは、結果としてモバイル市場の競争に寄与することにもつながると考えられるため、本報告書(案)においてMNO端末のみならずMVNO端末も対象である旨の記載に修正していただくことを望みます。</p> <p>なお、実際の運用においては、MVNOとMNOとの協議により、MVNOが販売する端末へのネットワーク利用制限の実施が可能であると認識しております。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ ネットワーク利用制限の有効性を高めるためには、関係事業者が連携して取り組むことが重要であり、MVNO が取組に参加することは望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>2 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策 (2) 端末の下取りサービス</p>		
<p>意見3-14 郵送での端末下取りもキャンセル可能とする方向性に賛成。</p>		
<p>P103「キャリア4者からは(略)、郵送の端末下取りであっても、利用者の認識と査定結果に齟齬が生じた場合、キャンセル可能とする運用に改める方針である」について、賛同します。消費生活相談現場には、査定額が想定額の10分の1という場合も散見しますが、事業者の規約によりキャンセルができないケースがあり、下取りの自由を奪う規約と思えます。RMJのように、査定額に納得できない場合、キャンセル可能とすべきです。</p> <p style="text-align: right;">【東京都消費生活総合センター】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>消費生活相談現場では、査定額が想定額の10分の1という場合も散見されますが、事業者の規約によりキャンセルができないことがあります。規約が変更になり、RMJのように、各社が査定額に納得できない場合、キャンセル可能の方向に行くとの報告に賛同します。</p> <p>キャンセル可能とする場合は、キャンセル料が法外にならないよう注視する必要があります。一方で、返送時の配送料金を消費者が負担することについては社会通念上相当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>		
<p>郵送の端末下取りであっても、キャンセル可能とすることが望ましいとお示しいただき、かつ、キャリアからもキャンセル可能とする運用に改める方針である旨を発表いただきました。消費生活相談においては、キャリアの言い分と消費者の言い分のどちらが正しいのか判断できない場合も多いので、キャンセルという折り合いが最善の解決策と思えます。なお、査定額のトラブルは端</p>		

<p>未購入サポートプログラムでも生じていますが、こちらの場合は単なるキャンセルでは解決しないため、よりいっそうの提供条件の説明を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>		
<p>意見3-15 各MNOは、郵送での端末下取りもキャンセル可能とする方針。</p>		
<p>・当社は、2024年4月22日より、端末の郵送下取り時に「良品判定でない場合はキャンセル」の選択肢を設け、利用者の認識と査定結果に齟齬が生じている場合にキャンセル可能とする運用に改めております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 郵送下取りのキャンセルへの対応は、本WGでの議論に沿ったものであり、望ましいものと考えます。</p>	無
<p>「利用者視点に立てば、(略)利用者の認識と査定結果に齟齬が生じた場合、キャンセル可能とすることが望ましい」(P103)とされているところ、当社の端末下取りサービスにおいて、当社が受付時に提示した下取り見積り金額より査定金額が低い場合には利用者が下取り申込をキャンセルできる運用を開始すべく、引き続き準備を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>・弊社下取りプログラムにおいては、郵送の端末下取りであっても、利用者の認識と査定結果に齟齬が生じた場合に下取りをキャンセル可能とするよう、今年の7月下旬を目途に運用を改める予定です。</p> <p>・具体的には、郵送での端末回収の場合、予め申込書にて不良査定時の端末返却意向をお申し出いただき、万一不良査定となった場合は端末をお客さまへ返却する運用に改善いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>2 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策 (3) 不良在庫端末特例</p>		
<p>意見3-16 製造中止有無ではなく最終調達日を起点とすることや潜脱行為を防止するための見直しに賛同。</p>		
<p>不良在庫端末特例を本報告書案のとおり見直すことについて、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>・「競争ルールの検証に関する報告書 2023(案)」(以下、報告書2023(案)という)の意見募集の際にも弊社から意見したとおり、現在事業者が取り扱う端末については、事業者独自端末を端末メーカーに製造依頼し販売するのではなく、グローバルで端末販売を行う端末メーカーからグローバル共通の端末を仕入れて販売するビジネスモデルに変化しております。本報告書(案)に記載されたとおり、グローバル端末メーカーは日本の端末市場だけで製造中止を決定するものではない状況です。</p> <p>・従って、今般の不良在庫端末特例の見直し議論の結果、端末の製造中止有無に関わらず、最終調達日からの期間によって割引を決定するルールへ変更することは適当であり、本報告書(案)で示された不良在庫端末特例の見直しに賛同いたします。</p> <p>・また、発売開始から12 か月以内に最終調達となった端末について、最終調達日を発売開始から12 か月後とみなすことが適当、とされた点につきましても、本特例を利用した潜脱を防止し、事業者間の公正な競争環境整備に資するものであり賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		

意見3-17 報告書案に賛同。見直し後の不良在庫端末特例の適用状況を注視し、潜脱行為等が行われていないか定期的に検証してほしい。		
<p>本内容に賛同いたします。</p> <p>本特例の趣旨から外れた潜脱行為の防止のため、「発売開始から12か月以内に最終調達となった端末については最終調達日を発売開始から12か月後とみなす」とし、「端末購入プログラムとの併用を認めないこと」とすることが必要であると考えます。</p> <p>また、見直し後の本特例の適用状況について注視いただき、潜脱行為や市場価値を下回る価格となる割引が行われている等の問題がないかを定期的に検証していただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 ○ 総務省において、不良在庫端末特例による割引の実施状況について、引き続き注視することが適当と考えます。 	無
意見3-18 潜脱行為を防止するための見直しに賛同。低価格端末のニーズがある中で、OSアップデート等の機能の説明を義務付けることも重要。		
<p>「(略) 不良在庫端末特例の趣旨にそぐわない行為を防ぐ観点から、例えば、発売日から1年以内の最終調達は1年後の調達とみなす(略)」との意見に賛同します。</p> <p>スマホを緊急連絡用だけに使用するので少しでも低価格のスマホを欲しいという高齢者等に対し在庫端末が販売される場合がありますが、OSのアップデート等の機能の説明を義務付けることが必要だと感じます。またキャッシュレス決済の普及に伴い、キャッシュレス決済程度は使えるよう、必要なアプリがインストールされていることも期待します。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 	無
意見3-19 市場動向を注視し、潜脱行為等が行われていないか定期的に検証してほしい。不良在庫端末の市場価値の算出等の考え方をガイドラインに記載してほしい。		
<p>不良在庫については本報告書案でも同様の考えが示されたとおり、本来、不良在庫を発生させないように端末を調達することが基本であり、不良在庫端末特例はあくまでも例外的に処分できるものである点を踏まえれば、各事業者は当該特例の適用を前提とせず適正な調達に努めることが求められると考えます。</p> <p>なお、最終調達日から36ヵ月後など一定期間が経過した場合であっても、特に端末市場シェアの高い機種（Apple社のiPhoneシリーズなど）については、一定の市場価値を有している場合も想定され、そのような機種が規制対象外となることで端末値引き等による誘引に頼った競争環境が助長される可能性は否定できないものと考えます。</p> <p>この点、総務省殿においては、引き続き、端末販売状況を含めた市場競争の状況を注視し、仮に市場価値を下回る価格となる割引や潜脱的な行為、その他競争影響が大きい事象等が確認された場合には、早急に規律見直し等に向け、検証・検討を実施することを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省において、不良在庫端末特例による割引の実施状況について、引き続き注視することが適当と考えます。 ○ 不良在庫端末の市場価値の算出の考え方等をガイドラインに記載するという御意見については、参考として承ります。 	無

<ul style="list-style-type: none"> ・ 端末の調達においては、基本的に不良在庫を発生させないよう適正な調達を行うことが重要であり、不良在庫端末特例は、あくまでも不良在庫となる端末を特例として処分させることを目的とするものと認識しております。 ・ なお、今回の見直し案は、当該特例の適用条件を緩和する内容であると認識しており、その結果、端末の製造中止有無によらず発売開始から最短24カ月経過で最大5割引が可能となるものと想定しております。 ・ この点、市場シェアが高く訴求力のある端末については、発売から数年経過後もなお一定の市場価値を維持していることが想定されるところ、過度な端末値引き等による誘引に頼った競争が拡大することも否定できず、また、MVNOは事業構造上、大幅な割引が困難である状況を鑑みると、MNO-MVNO間の競争環境に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えます。 ・ このため、総務省殿においては、モバイル市場における競争状況等を注視いただくとともに、過度な端末値引きや、市場価値を下回る価格となる割引が行われる等の問題が生じた場合には、規律等の見直しも含め、早急に必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 ・ また、不良在庫端末の販売価格の適正化や、競争環境への影響を適切に検証する観点から、不良在庫端末の市場価値の算出や確認を行うための統一的な考え方等について、ガイドライン等に記載いただくことが望ましいと考えます。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>「市場価値を下回る価格となる割引が行われることがないかを注視し、問題が生じた場合には、再度見直しの検討を行うことが適当」（P110）とする本報告書（案）の方向性に賛同致します。</p> <p>今般の特例の見直しについて、これまでの業界対応に鑑みれば場合によって潜脱的行為を誘発しかねないことや、事業者ヒアリングにおいて一部のキャリアから潜脱行為の可能性について指摘があったことを踏まえると、本特例対象端末における割引実施状況や当該割引による市場価格への影響等を注視頂くことは重要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
意見3-20 市場動向を注視し、潜脱行為等が行われていないか定期的に検証してほしい。透明性確保の観点から、特例の適用時期等を事前に情報共有してほしい。		
<p>P110「市場価値を下回る価格となる割引が行われることがないかを注視し、問題が生じた場合には、再度見直しの検討を行うことが適当」の部分に賛同します。</p> <p>不良在庫端末特例が実態を踏まえていないのかをこの先十分に検証し、見直しできる体制を整えておくことが必要と思います。</p> <p style="text-align: center;">【東京都消費生活総合センター】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>「(略)市場価値を下回る価格となる割引が行われることがないかを注視し、問題が生じた場合には、再度見直しの検討を行うことが適当(略)」とする「考え方」に異論はありません。</p> <p>不良在庫端末特例の運用に当たっては、特例が適用される日を公表するなど、透明性を確保し、例えば、端末を購入した翌日に特例が適用され、価格が大幅に減額されるなど消費者を不意</p>		

<p>打ちしないように前もっての情報提供を希望します。 参考：CDやレコードの再販制度では、再販価格を維持する期限が製品に記載されている。 【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>		
<p>意見3-21 市場動向を注視し、潜脱行為等が行われていないか定期的に検証してほしい。</p>		
<p>不良在庫特例が適用された端末であっても、通信契約なしでの購入を拒否できることは、通信契約の販促のために特例が適用されるおそれがある。</p> <p>12月の値引き規制で白ロム割引が規制されましたが、その後も大手キャリアは端末の値下げを実施しています。値下げ端末の一部は、当初の販売価格の半額・3分の1まで値下げされた機種もあり、不良在庫特例による値下げであると推測されます。</p> <p>しかしそのような機種の多くは、通信契約無しでの購入は不可と店頭広告で案内されています。不良在庫端末であっても購入を厳しく制限することは、特例の趣旨に反する行為であって、通信契約の販売促進のために特例を適用されたのではないかと疑われます。特例の潜脱行為を防止するためには、潜脱行為が通信契約の増加といった利益に結びつかないことが重要といえます。そのため、端末の購入を通信契約に伴う場合のみに制限している機種については、特例の適用を認めるべきではないと思います。</p> <p>またソフトバンク(ワイモバイル)について、値引き規制後の大幅な端末値下げが、docomoやauと比べて多く見られるため、不良在庫特例の潜脱行為や調達価格を下回る端末値下げが行われていないか特に注視すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。 ○ 総務省において、不良在庫端末特例による割引の実施状況について、引き続き注視することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>2 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策 (4) ミリ波対応端末</p>		
<p>意見3-22 ミリ波対応端末の割引上限緩和に賛同。</p>		
<p>・携帯電話用周波数の半分以上を占めるミリ波が有効に活用されていない状況やミリ波対応端末が順調に普及しているとはいいがたい状況を鑑み、ミリ波対応端末の割引上限を緩和するという方向性を示していただいたことに賛同いたします。</p> <p>・本件措置がミリ波端末の普及を促すことを趣旨としていることから、割引上限の緩和が特定端末に偏ることなく、幅広い端末に適用されるよう促す措置が講じられることを期待します。</p> <p>・なお、2023年において、ミリ波対応端末は、米国では約9,300万台(出荷端末の68.6%)が出荷されたことに比較し、日本は約170万台(同5.4%)[出典:IDC]に留まり、日米での格差が顕著となっています。政府において、日本ではミリ波に対応していない端末に対して、対応することを促す措置が講じられることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン合同会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 ○ ミリ波対応の対象端末の拡大に関する御意見は、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-23 割引原資の少ないMVNOはミリ波対応端末の大幅割引を恒常的に実施できない。MNOとMVNOの間の競争を注視し、課題があれば早期の検証・見直しを要望。</p>		

<p>本報告書案にて「MNO は依然として過度な端末値引き等による誘引性に頼った競争環境から必ずしも脱却できていない状況であり、事業法第27 条の3が目指す市場環境の実現に向けて道半ばとも考えられる」との考えが示されたことを踏まえると「通信料金と端末代金の完全分離」はモバイル市場の適正化にとって引き続き基本となる考え方であると認識しております。</p> <p>この点、ミリ波対応端末の普及促進は重要であると考える一方、端末の割引上限額を拡大することはモバイル市場の競争、とりわけ事業構造上、値引き原資の少ないMVNOにとってはミリ波対応端末においても大幅な端末値引きを恒常的に実施することは困難であり、その結果、MNO-MVNO間の競争力の差が更に拡大するなど、市場競争に大きく影響を与える可能性があること、また本来、ミリ波対応のハイエンド端末においても従来と同様に端末メーカー間の競争や企業努力により低廉化が図られるべきであり、その点については、競争政策での検討ではなく、産業政策的な検討を実施すべきであると考えます。</p> <p>また、ミリ波対応端末利用者以外においても通信混雑の緩和といった外部効果がある旨が示されておりますが、具体的な効果は明確ではないと認識しており、仮に全利用者の通信料金収入を原資とする場合には、便益を享受する対象が一部のミリ波対応端末の利用者に集中する等、不公平が生じることも懸念されます。</p> <p>以上を踏まえ、ミリ波対応の有無に関わらず、端末の割引上限額については現行の規律を維持すべきであり、仮に端末割引額の上限を拡大する場合、総務省殿においては、MNOとMVNOの間の競争状況等に注視いただくとともに、課題が生じた場合は早期の検証・見直しを実施することを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ミリ波対応端末について、大幅に割引上限額を緩和することとした場合、MVNOへの影響が大きくなる可能性があることを踏まえ、割引上限の緩和額は、ミリ波対応に伴う端末販売価格上昇分として、1.5万円としています。 ○ なお、総務省において、ミリ波対応端末割引の実施状況等を把握することで、ミリ波対応端末の普及率や通信市場の競争に与える影響を注視し、必要に応じて、緩和額や実施期間の見直しの検討を行うことが適当と考えます。 	無
---	--	---

意見3-24 値引き原資の少ないMVNOはミリ波対応端末の大幅割引を恒常的に実施できない。ミリ波対応端末を利用しないユーザーに対して不公平。

<ul style="list-style-type: none"> ・移動通信トラフィックが今後も増加し続けることへの対応や、5Gの特長を活かしたサービスを実現するためには、ミリ波対応端末の普及が重要となる一方で、本報告書案に示された通り、MNO は依然として過度な端末値引き等による誘引性に頼った競争環境から必ずしも脱却できていない状況であることから、端末割引上限の拡大については、「通信料金と端末代金の完全分離」の趣旨を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えます。 ・この点、ミリ波対応端末に限定した場合であっても、MNOが大幅な割引を行う場合、MVNOは事業構造上、大幅な割引を恒常的に実施することは困難であることから、MNO-MVNO間の競争環境に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えます。 ・また、ミリ波の利用可能エリアやユースケースが限定的である中、モバイル事業者の端末割引上限額の緩和による措置を講じることは、ミリ波対応端末を利用しないユーザーからの料金収入を、ミリ波対応端末の購入者に供与することとなり、ユーザー間の不公平に繋がる可能性もあると考えます。 ・この点、国全体としてミリ波を普及させるエコシステムの形成に向けて、インフラ整備やユースケース創出と併せて端末の普及を後押しするためには、端末メーカーに対する補助金や税制措置による端末の低廉化等、事業者間の公正競争およびユーザー間の公平性の確保に留意した 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ミリ波対応端末について、大幅に割引上限額を緩和することとした場合、MVNOへの影響が大きくなる可能性があることを踏まえ、割引上限の緩和額は、ミリ波対応に伴う端末販売価格上昇分として、1.5万円としています。 ○ ミリ波対応端末の普及は、ミリ波対応端末利用者のみならず、ミリ波対応端末を持っていない利用者にとっても通信混雑等の緩和といった恩恵が及ぶ外部効果があります。したがって、ミリ波対応端末の普及の恩恵は、ミリ波対応端末利用者以外にも含めて通信利用者に広く及ぶものと考えられます。 ○ ミリ波普及のエコシステムに関する御意見は、参考として承ります。 	無
--	---	---

<p>施策等についても検討いただくようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見3-25 ミリ波対応端末の割引上限緩和の効果を検証する必要あり。電気通信事業報告規則等に基づく報告事項を見直してほしい。</p>		
<p>・ミリ波対応端末の割引上限緩和が、事業者の過度な端末値引きによる誘因力に頼った競争環境や、転売ヤー問題を助長する要因となっていないか継続的に検証していく必要があるものと考えます。</p> <p>・なお、電気通信事業報告規則等に基づく報告項目は年々増加傾向にあり、当社を含めた各事業者は報告に係る業務に多くの稼働を要している状況です。</p> <p>・そのような状況の中、事業者に対し新たな報告を求めるのであれば、電気通信事業法改正から約5年が経過していることも踏まえ、総務省において報告項目全体を改めて整理・棚卸し、重要性が低下している項目については削減する等の検討をしていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ ミリ波対応端末の割引上限緩和に係る検証に関する御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ 総務省への報告事項については、政策の適切な効果検証の実施が損なわれないことを前提とした上で、御指摘の点も踏まえ、引き続き、関係事業者の負担にも配慮しつつ、随時見直すことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-26 ミリ波対応端末の割引上限緩和の外部効果を周知してほしい。特例を終了するタイミングを検討するに当たり、短いスパンで政策効果を検証する必要がある。</p>		
<p>ミリ波対応端末を持っていない通信利用者も通信混雑の緩和といった恩恵が及ぶ外部効果があることについては、ぜひとも積極的に周知いただきたい。</p> <p>ミリ波対応端末の割引上限の特例の終了タイミングについては、通信利用者の過半数がミリ波に対応することとされましたが、現状から考えると「過半数」が早期に実現するとは思えません。過半数にこだわりすぎず、短いスパンで効果を検証いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>○ ミリ波の外部効果の周知に関する御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ 本特例の終了タイミングを検討するための政策効果検証のタイムスパンについては、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-27 端末の低廉化だけでなくユースケース創出やインフラ整備も合わせて促進することが重要。割引上限額を緩和する場合には、競争環境への影響を定期的に検証し、適宜見直すことを要望。</p>		
<p>5Gの特長を活かしたサービスの実現には、ミリ波対応端末の低廉化による普及促進だけでなく、ミリ波を活用したユースケースの創出やインフラ整備と合わせて促進することが重要であると考えます。この点、仮に国による補助金等の支援策を検討する場合は、例えば、ユースケース創出やインフラ整備促進のための補助金や端末メーカー等の投資促進のための税制措置など、国民にとって公平性が確保され、かつ通信事業者間の公正な競争を阻害しないように留意することが肝要と考えます。</p> <p>本報告書案では、ミリ波対応端末の割引上限の特例の終了タイミングについて、「通信利用者の過半数がミリ波に対応すること、具体的には、ストックベースでのミリ波対応端末の普及率が50%を超えた場合」とされたところ、普及率50%の設定には競争環境への影響を踏まえた議論が十分なされていないと考えることから、仮に端末割引上限額を緩和する場合には、競争環境への影響を定期的に検証し、適宜見直すことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ ミリ波対応サービスの普及・実現のためには、端末の低廉化だけでなくユースケース創出やインフラ整備も合わせて促進することが重要と考えます。</p> <p>○ 総務省において、ミリ波対応端末割引の実施状況等を把握することで、ミリ波対応端末の普及率や通信市場の競争に与える影響を注視し、必要に応じて、緩和額や実施期間の見直しの検討を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-28 割引上限緩和は「端末の誘因力に頼った競争の根絶」に逆行し、MNOとMVNOの競争環境に影響を与えるので、割引額や特例期間の適正性を検証してほしい。</p>		
<p>ミリ波の普及にあたっては、「端末普及・インフラ整備・ユースケースの創出」の3つを同時に推進していくことが非常に重要という考えには賛同するところ、ミリ波対応端末普及に向けた施策として、事業法第27条の3の端末割引上限の緩和を用いることは、第27条の3の指定事業者(MNO</p>	<p>○ ミリ波対応端末の普及におけるMVNOの役割に関する御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ ミリ波対応端末について、大幅に割引上限額を緩和するこ</p>	<p>無</p>

<p>等)のみを視野に入れたものであり、適切な政策のもとであればミリ波対応端末の普及に向けてMVNOも一定の役割を果たし得ることを度外視するものです。また、事業法第27条の3の端末割引上限をミリ波対応端末の普及のため用いることにより、MNOとMVNOの現状の競争環境にも広く影響を与え得るのみならず、同規律の趣旨である「端末代金の値引き等について一定の厳しい条件を定め、通信料金の収入を原資とする過度な端末代金の値引きの誘引に頼った競争慣行に関して2年間を目処に根絶していく」という既定の方向性とも食い違うことを強く懸念しております。</p> <p>真にミリ波対応端末の普及を推進することを目的とするのであれば、通信料金収入を原資とした事業者の利益提供のみに頼るのではなく、「ミリ波対応端末を購入する消費者に広く公平に恩恵があるような」産業政策の実施を、競争政策と切り離しご検討いただくべきであると考えております。</p> <p>本WGの会合においても、割引額や特例期間の数値根拠について議論が足りていないという趣旨のご指摘が複数の構成員からあったなか、仮に本報告書案の内容で見直すこととなった場合は、施行後6か月程度の短い期間で、MVNOを含めたモバイル市場全体の競争環境への影響等を確認・検証いただくことに加えて、割引額や特例期間の適正性についても検証し、必要に応じて速やかに規律を見直すことを強く要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>ととした場合、MVNOへの影響が大きくなる可能性があることを踏まえ、割引上限の緩和額は、ミリ波対応に伴う端末販売価格上昇分として、1.5万円としています。</p> <p>○ 総務省において、ミリ波対応端末割引の実施状況等を把握することで、ミリ波対応端末の普及率や通信市場の競争に与える影響を注視し、必要に応じて、緩和額や実施期間の見直しの検討を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見3-29 割引上限緩和の適用状況や影響を注視してほしい。</p>		
<p>ミリ波については、ユースケースの拡大により利用者のニーズが高まることがミリ波対応端末購入のインセンティブとなり、ひいてはその活用促進につながると考えます。しかし、事業者を中心とした実証実験が進められてはいるものの、ミリ波の普及に大きく資するユースケースの創出には未だ至っておりません。ついては、ミリ波の特性等を念頭に置き、広範なプレーヤーを巻き込みながら、引き続きユースケースの創出に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>貴省におかれても、ミリ波対応端末の割引上限の特例が当該端末の普及促進につながるかという観点から、当該特例の適用状況やこれが端末の販売に及ぼす影響について注視頂きたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ ミリ波について、インフラ整備とミリ波対応端末、ユースケースの「鶏と卵」の状況であることを踏まえれば、ユースケースの創出も重要であると考えます。</p> <p>○ 総務省において、ミリ波対応端末割引の実施状況等を把握することで、ミリ波対応端末の普及率や通信市場の競争に与える影響を注視し、必要に応じて、緩和額や実施期間の見直しの検討を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-30 割引上限緩和の政策効果を定期的に検証してほしい。総務省は、特例の終了時期の見込みが立ち次第、WGに報告すべき。</p>		
<p>・ミリ波対応端末を対象とした割引上限緩和の特例について、本報告書(案)にて示された特例終了の条件(ミリ波対応端末の普及率が50%超)を満たすには、相当の時間を要することが見込まれます。そのため、当該施策の有効性を定期的に検証するとともに、割引上限緩和だけに依存するのではなく、ミリ波対応端末普及促進に有効な他の施策についても検討の上、積極的に実施すべきと考えます。</p> <p>・例えば、当該端末の購入に伴うマイナポイントの付与等、政府・自治体による支援も有効と考えます。</p> <p>・また、本特例の終了にあたっては、店頭での十分な準備期間等を確保するため、終了時期の</p>	<p>○ 総務省において、ミリ波対応端末割引の実施状況等を把握することで、ミリ波対応端末の普及率や通信市場の競争に与える影響を注視し、必要に応じて、緩和額や実施期間の見直しの検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 政府や自治体による支援など、割引上限緩和以外の施策への御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ 総務省は、ミリ波対応端末の割引上限緩和を終了する際、本WGに報告すべきと考えます。</p>	<p>無</p>

<p>見込みが立ち次第、総務省殿は速やかに本WGに報告すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>3 モバイル市場の競争を一層促進させるための実効性の高い対策</p>		
<p>意見3-31 新規契約やMNPによる転入において過度な競争の有無が把握できるよう、新規・MNPの件数に加えて機種変更の件数も報告規則に加えてほしい。</p>		
<p>MNP件数が急激に上昇した2021年度、2022年度は転売ヤーや手配師、闇バイトが社会問題化するなど明らかに不健全な競争環境でした。振り返ると消費者苦情が急増し全携協が設立される契機となった2013年度もMNP件数が急激に上昇しており、当時は過剰なキャッシュバックが社会問題化しておりました。</p> <p>これらの反省を踏まえ、「モバイル市場の競争を一層促進させるための実効性の高い対策」の検討に際しては、留意すべき点として、新規やPIの競争が過度に行われていないか客観的に把握できる仕組みが必要と考えます。</p> <p>そのために全携協は新規・MNPの件数に加えて機種変更の件数も報告規則に加え、新規・MNP・機種変更のバランスを定点観測し、MNPの件数が異常な水準に達していないかを検証できるようにすべきと提案してきました。この点については複数の有識者からも賛同のご意見を頂戴しております。</p> <p>過度なPI競争等の「競争領域」については、過去各キャリアから「やめたくてもやめられない」と意見の出ているとおり、全携協や販売代理店とキャリアとのコミュニケーションだけで解決できる問題ではありません。ぜひ引き続きご検討をお願いできればと思います。</p> <p>(参考・全携協の提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年2月28日 消費者保護ルールの在り方に関する検討会(第44回)・競争ルールの検証に関するWG(第39回)合同会合 ・2023年5月17日 消費者保護ルールの在り方に関する検討会(第48回)・競争ルールの検証に関するWG(第44回)合同会合 ・2023年12月22日 競争ルールの検証に関するWG(第50回) ・2024年3月25日 消費者保護ルールの在り方に関する検討会(第55回) <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<p>○ 適切な効果検証を実施するため、報告事項を随時見直すことが適切と考えます。その際、機種変更の件数も含め、何を報告事項とすべきか、総務省においてまずは検討することが重要と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>3 モバイル市場の競争を一層促進させるための実効性の高い対策</p>		
<p>(1) 指定事業者の基準・通信料金割引規制</p>		
<p>意見3-32 手数料が大手3社で値上がりし、消費者は混乱している。</p>		
<p>P135「他事業者への乗換え費用について、(略)現在3,500円に上昇させている。(略)」について、MNPがワンストップで可能になったことは困り込みを防ぐ点では喜ばしいことですが、2023年春にMNP手数料が大手3社で3500円に上がり、相談現場では、初期契約解除に伴う対価請求の上限額を主張する相談者への説明に苦慮しました。</p> <p style="text-align: right;">【東京都消費生活総合センター】</p>	<p>○ 御指摘の3500円の手数料は、MNPの転出に伴う手数料ではなく、乗換え先での契約事務手数料を指していると思われます。令和3年4月1日の携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドラインの改正により、MNP手数料は原則無料となっています。</p>	<p>無</p>

<p>MNPがワンストップで可能になったことは囲い込みを防ぐ点では喜ばしいことですが、2023年春にMNP手数料が大手3社で3500円に上がり、相談現場では、相談者への説明に苦慮するケースもあります。消費者保護ガイドラインには抵触していませんが、今でも混乱している消費者は多数います。</p> <p>【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>		
<p>意見3-33 様々な通信プランを消費者がお試しできる施策を推進する方向性に賛同。</p>		
<p>消費者の立場では、p.136の長田構成員の意見「電波状況を自分が暮らしている生活圏や出かけた先でお試しで確かめられるということは、ユーザーにとってはとても魅力的なことだと考える。」に賛同します。</p> <p>2枚のSIMを使える端末が発売されていることから、現在のプランを保ったまま、事業者のいろいろプランを消費者が「お試し」できるような施策を推進すべきと考えます。</p> <p>【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-34 指定事業者の見直しに当たっては、市場の状況を見極めて慎重な対応と適宜の見直しが必要。</p>		
<p>MNO3者の合計シェアが90%超であり、楽天モバイルとMVNOのシェアは約4%というMNO3社による寡占状態が続いていることから、事業者間の競争の促進は必要と思いますが、市場の状況を見極めて慎重な対応と適宜の見直しが必要と考えます。</p> <p>【東京都消費生活総合センター】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>MNO3者の合計シェアが90%超であり、楽天モバイルとMVNOのシェアは約4%というMNO3者による寡占状態が続いていることから、事業者間の競争の促進は必要と思いますが、市場の状況を見極めて慎重な対応と適宜の見直しが必要と考えます。</p> <p>【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>		
<p>意見3-35 通信料金の割引規制と指定対象の議論が混在してしまっている。</p>		
<p>本来、過度な割引を規制する目的で行われた通信料の割引規制と、指定対象か否かの議論が混在している思います。本来の目的に立ち返って過度な割引は防ぐ方向での検討を希望します。</p> <p>【東京都消費生活総合センター】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>過度な割引を規制する目的で行われた通信料の割引規制と、指定対象か否かの議論が混在しているように思います。本来、光ファイバーとPCのような料金分離が目的だったはずで、本来の目的に立ち返って過度な割引競争を防ぐ方向で検討していただくことを期待します。</p> <p>【公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>		
<p>意見3-36 「お試し」の通信料金割引について、モバイルスタックテストにおいても考慮する方向性に賛同。</p>		
<p>今般の見直しについては、「(楽天モバイルの事業法第27条の3の規律基準を緩和しチャレンジな取組を行いたいとの提案について)(略)新規事業者として挑戦的な関係性で競争したいという認識であれば、理解できる提案。一定の顧客基盤を獲得する間と考えているので、それがあ程度のシェアを取るまでなのか議論が必要。モバイル市場の寡占的な状況が継続していることを踏まえて競争を一層促進させるための対策として捉えることができると考えている。【第49回 佐</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>藤構成員】(P137)との意見も踏まえ、新規参入事業者としての当社の取組等を勧案して取りまとめて頂いたものと認識しており、これに感謝申し上げます。</p> <p>また、今般の見直しにより認められることとなる通信料金割引については、特に市場への影響が大きい第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であるMNO3社も対象となることから、「MNOの設定する料金が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないことを確認するために実施している、移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証(モバイルスタックテスト)においても考慮される」(P150)とする本報告書(案)の方向性に賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見3-37 MNOであればシェアを問わず競争に与える影響が大きいいため、事情の変化なく特定のMNOを指定対象外とすることはあり得ない。</p>		
<p>電気通信事業法第27条の3については消費者保護もその目的にある以上、本来は例外なく全ての事業者がその適用を受けるべきものと考えます。</p> <p>実際は利用者数のシェアが相対的に小さいものは規制の対象外とされていますが、その理由は「競争関係に及ぼす影響が小さい」(電気通信事業法逐条解説 再訂増補版 P.192)ためとされています。</p> <p>本報告書案では、携帯電話市場の競争状況の評価として、「携帯電話(モバイル)市場の寡占状況が継続」と表現されていますが、すでに国民一人当たり一契約以上の普及が行き渡っている携帯電話市場で累積のマーケットシェアが急激に変化することは発生し難く、市場の競争状況の評価する指標としては累積シェアではなく純増シェアの方が相応しいと考えます。</p> <p>その上で、現在の競争状況については、「競争ルールの検証に関するWG(第53回)」のヒアリングで弊社からご説明のとおり、楽天モバイル殿の純増シェアが他MNOと遜色ない状況となっていることも踏まえると、楽天モバイル殿が「競争関係に及ぼす影響が小さい」とは言えないと考えます。</p> <p>さらに、周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用するMNOは、ネットワーク設備保有によるサービス設計の自由度が高く競争に与える影響は大きいことから、特定のMNOを規制対象外とすることはそもそもシェアを問わずあり得ないと考えます。</p> <p>また、2023年12月27日に、「MVNOのMNOに対する相対的な競争力は低下しており、通信市場における現時点での競争状況においては、MVNOの競争への影響は少ないと考えられること」及び「2022年7月の楽天モバイルの料金プラン改定が他の事業者の事業戦略に一定の影響を与えたことを踏まえれば、MVNOであっても、その改定当時の楽天モバイルの契約者数(約500万人)程度の契約者を有する場合は、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないとも考えられること」という理由をもとに、指定事業者となるMVNOの基準変更(0.7%から4%に変更)に関する省令改正が行われたばかりであり、見直しが必要な市場環境の変化も一切生じていないと考えられることから、指定事業者の基準見直しを行わないことは当然の結論であると考えます。</p> <p>なお、今後の政策議論においても、市場の競争状況の評価に用いる指標(前述の純増シェア等)も適切に参照し、当該規制は最小限・全事業者への公平な適用を原則とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ MNO と MVNO 間の競争環境、MVNO 間の競争環境、MNO 間の競争環境を適正なものとしていく観点から、引き続き、総務省において、通信市場の競争状況を注視し、必要に応じて、見直しの検討を進めることが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-38 通信品質の確認という「お試し」の趣旨に鑑みれば、6ヶ月以内という期間は合理的ではなく過剰であるため、期間や対象事業者を見直すべき。</p>		

<p>モバイル市場における競争促進のためには、事業者間乗換えの円滑化は重要であり、特にMVNOや楽天モバイル殿などの新規参入事業者への乗換え検討時に通信の質に不安を感じる利用者が一定数存在することを踏まえ、「お試し」として利用しやすい環境を整備することは利用者利便の向上に資するものと考えます。</p> <p>他方、「お試し」による通信料金割引については、市場競争へ影響を及ぼす可能性もあることから慎重に検討することが求められ、仮に規律を見直す場合であっても必要十分な最低限の範囲に止めることが公正な競争環境の確保の観点から重要と考えます。</p> <p>この点、今回の見直し案については、新規参入事業者だけでなく既存の大手MNOへも適用されること、また、通信品質の確認という目的を踏まえれば6ヵ月という期間は合理的ではなく過剰と考えられることから、下記のとおり見直していただくことを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に新規参入事業者への乗換えに不安を感じる利用者が一定数存在することを踏まえ、新規契約を条件とする通信料金割引は「新規参入事業者(MVNO、楽天モバイル殿)」に限定する ・「お試し」目的であることを踏まえ、通信料金割引の期間は、手続き・利用期間を考慮し「2～3ヵ月程度以内に限定」とする <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「お試し」を目的とした通信料金割引は、長期でない期間(6ヵ月以内)に限定すること、同一事業者で複数回割引を受けることができないようにすること、また、当該割引はポイント還元等の利益提供の上限である2万円の内数とすることで、規制の趣旨を逸脱しない範囲で限定的に認めるものです。 ○ 特に、通信料金割引の実施期間について、6ヶ月はあくまでも上限であり、具体的な実施期間は、「お試し」の趣旨を踏まえた各指定事業者の判断であるところ、実施期間の設定にあたっては、指定事業者は、その判断の合理性について説明できるようにする必要があります。 ○ なお、今般の通信料金割引に関する見直しはシェアが大きい指定事業者も対象となることを踏まえ、総務省において、モバイルスタックテストの結果等も含め、通信市場の競争に与える影響を遅滞なく検証し、柔軟に見直しの検討を進めることが適当であると考えます。 ○ 検証にあたっては、「お試し」の実施状況等を詳細に把握することが重要であるため、総務省において、事業者から適切な報告を受けることが必要であると考えます。また、関係事業者においては、「お試し」の実施期間設定の理由や販売代理店の評価指標等の設定の考え方を含め、検証に協力することが重要であり、特に、最初の「お試し」の実施に際しては、実施期間の必要性等を本WGIに説明するために必要な対応を行うことが適当であると考えます。 	<p>無</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル市場において、事業者間の競争を活性化させ、利用者利便の向上を図ることは重要であると考えるところ、新規参入事業者等(MVNOや楽天モバイル殿)への乗換え検討において、通信サービスの質への不安が障壁となっている利用者が一定存在することを踏まえ、「お試し」として利用しやすくなる環境を整備することは、利用者の不安解消に一定の効果があるものと想定しております。 ・一方、「お試し」が目的であっても、最大6ヵ月の通信料金割引を認めることは、モバイル市場、特にMNO-MVNO間の競争環境へ大きな影響を及ぼすおそれがあることから、事業法第27条の3の規律の趣旨を踏まえた最低限の範囲で見直しを実施することが肝要であると考えます。 ・なお、本報告書案で示された6ヵ月以内という期間は、「競争ルールの検証に関する報告書2023 継続利用割引規制に係る規律の見直し」において、「長期にわたって利用者を拘束する」とは言えない期間として定められたものであり、通信サービスの質を確認するために必要な期間とは検討の観点異なるため、当該期間をそのまま引用する合理性は低いと考えます。 ・この点、通信サービスの質(繋がりがやすさや通信速度等)を確認するために必要十分な期間を確保し、かつ、競争環境への影響を最低限に止めるためには、以下の理由から、「お試し」期間は最大2ヵ月とすることが適当であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・平日・休日による通信サービスの質の変動や、月間プラン容量の残量等に伴う通信サービスの質への影響等の確認については、1ヵ月程度あれば実施可能と想定されること(※) ・「お試し」後に他社へ転出する場合の手続き等については、数週間程度で実施可能と想定されること 		

<p>※競争ルールの検証に関するWG(第49回)楽天モバイル殿資料において、通信サービスのお試し施策の例として、「30日間有効の無料お試しSIMをエリア限定で配布」と提案されていることから、1カ月間で実施可能と想定しております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見3-39 指定事業者の基準見直しを見送る方向性に賛同。「お試し」特例の政策効果を継続的に検証する必要あり。割引は同一利用者につき1回のみという趣旨か。</p>		
<p>・指定事業者の基準については、2023年12月27日施行の省令改正において、MVNOの基準を0.7%から4%に変更した直後であることに鑑み、今回のルール改正において、指定事業者の基準見直しを見送る方針に賛同いたします。</p> <p>・一方で、「お試し」利用を目的とした新規契約を条件とする通信料金割引に関する見直しについては、新規契約を条件とする通信料金割引が許容されることで、行き過ぎた囲い込みやホッピング行為が増加する可能性が一定程度存在するものと考えため、限定的に認められた新規契約を条件とする通信料金割引が「お試し」利用の実現という当初の目的に則したものとなっているか、また、競争制限効果が生じていないか等について、継続的に検証していく必要があるものと考えます。</p> <p>・また、「当該通信料金割引を同一事業者で複数回受けることができないようにすること」とは、同一の者において1回までとの理解でよろしいか確認させていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の意見として承ります。</p> <p>○ 「お試し」を目的とした通信料金割引の検証に関する御意見については、総務省において、通信市場の競争に与える影響を遅滞なく検証し、柔軟に見直しの検討を進めることが適当であると考えます。</p> <p>○ 本報告書案の「当該通信料金割引を同一事業者で複数回受けることができないようにすること」とは、同一名義での契約について複数回「お試し」を目的とした通信料金割引を受けられないという意味です。これを踏まえ、本報告書案に以下のとおり脚注を追加いたします。</p> <p>【元案】 (略) 当該通信料金割引を同一事業者で複数回受けることができないようにすること、</p> <p>【修正案】 (略) 当該通信料金割引を同一事業者で複数回受けることができないようにすること²⁹、</p> <p><small>²⁹ 同一名義での契約について、複数回「お試し」を目的とした通信料金割引を受けられないものとする。</small></p> <p>○ なお、「割引を同一事業者で複数回受けることができない」の考え方については、総務省において、法第27条の3等の運用に関するガイドラインで明確化することが適当と考えます。</p>	有
<p>意見3-40 割引原資の少ないMVNOにとっては不利な競争環境。「お試し」特例の政策効果を注視し、競争が阻害される場合は早急に見直しの議論をしてほしい。</p>		
<p>事業者間の更なる競争の促進が重要であるとの考えに賛同いたします。</p> <p>しかしながら、端末購入を条件としない新規契約を条件とする通信料金割引が規制の趣旨を逸脱しない範囲として限定的に認められた場合、法第27条の3に指定されている当社などのMVNOにおいても当該割引が可能となりますが、MNOと比較して低廉な料金プランを提供するMVNOにおいては、割引原資としての通信料金収入に差があることからMNOと同等の割引が難</p>	<p>○ 今般の通信料金割引に関する見直しはシェアが大きい指定事業者も対象となることを踏まえ、総務省において、モバイルスタックテストの結果等も含め、通信市場の競争に与える影響を遅滞なく検証し、柔軟に見直しの検討を進めることが適当であると考えます。</p>	無

<p>しいと考えられます。したがって、当該見直しは、事業者による実現可否が異なることから、競争の公平性の確保に支障を及ぼす恐れがあると考えます。</p> <p>見直しが行われた場合においては、通信市場、特にMVNOに与える影響を注視いただくとともに、適正な競争が阻害されると認められる場合には早急に必要の見直しをご議論いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>	<p>○ 検証にあたっては、「お試し」の実施状況等を詳細に把握することが重要であるため、総務省において、事業者から適切な報告を受けることが必要であると考えます。また、関係事業者においては、「お試し」の実施期間設定の理由や販売代理店の評価指標等の設定の考え方を含め、検証に協力することが重要であり、特に、最初の「お試し」の実施に際しては、実施期間の必要性等を本WGに説明するために必要な対応を行うことが適当であると考えます。</p>	
<p>意見3-41 「お試し」期間短縮を検討してほしい。解約忘れに起因する販売代理店への苦情やホッピングの懸念がある。一定期間経過後に2回目のお試しを認めるのもあり。</p>		
<p>「お試し」について、「長期でない期間」として6か月以内とされていますが、以下の観点から期間の短縮をご検討いただきたいと思います。</p> <p>契約時には利用場所状況(主には自宅、勤め先等の通信サービスの質の状況)を理由に確認措置の適用を受けることができますが、そのために認めている期間は契約書面を受領した日を含む8日が経過するまでの間であり、「お試し」においても同様の期間でも十分であると考えます。</p> <p>「お試し」の期間とは、本来正式契約を行うかどうかの判断期間であるはずが、最長6か月もの期間の無償利用によりその判断のタイミングを見失う、いわば解約忘れのような状態となり店舗責でない苦情が店頭を持ち込まれないか。あるいは「お試し新規契約」の獲得競争の過熱により、お試しの趣旨にそぐわない勧誘(例えば「契約後6か月間無料プラン」のような誤認を与える勧誘)による既存顧客からの不満や、6か月後に料金が発生することについての説明不足に起因する苦情が店舗に持ち込まれることも懸念されます。</p> <p>6か月もの無償利用期間は、利用者の目的外利用(例えば6か月ごとに4キャリア間をMNPホッピングして計2年間無料で通信サービスを利用する等)を誘発させる虞もあると思われるため、ぜひ短縮をご検討いただきたいと思います。</p> <p>代わりに、通信サービスの質は基地局の整備によって変動していくものですので、一定期間(例えば前回のお試しから1年)経過後は2回目のお試しも認めてはどうかと思います。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<p>○ 「お試し」を目的とした通信料金割引は、長期でない期間(6か月以内)に限定すること、また、同一事業者で複数回割引を受けることができないようにすることで、規制の趣旨を逸脱しない範囲で限定的に認めるものです。</p> <p>○ 特に、通信料金割引の実施期間について、6ヶ月はあくまでも上限であり、具体的な実施期間は、「お試し」の趣旨を踏まえた各指定事業者の判断であるところ、実施期間の設定にあたっては、指定事業者は、その判断の合理性について説明できるようにする必要があります。</p> <p>○ なお、今般の通信料金割引に関する見直しはシェアが大きい指定事業者も対象となることを踏まえ、総務省において、モバイルスタックテストの結果等も含め、通信市場の競争に与える影響を遅滞なく検証し、柔軟に見直しの検討を進めることが適当であると考えます。</p> <p>○ 検証にあたっては、「お試し」の実施状況等を詳細に把握することが重要であるため、総務省において、事業者から適切な報告を受けることが必要であると考えます。また、関係事業者においては、「お試し」の実施期間設定の理由や販売代理店の評価指標等の設定の考え方を含め、検証に協力することが重要であり、特に、最初の「お試し」の実施に際しては、実施期間の必要性等を本WGに説明するために必要な対応を行うことが適当であると考えます。</p> <p>○ また、「お試し」を目的とした通信料金割引の実施に当たっては、事業者において、契約時に割引期間が一定期間であることを適切に案内するとともに、割引期間終了の際、割引が終了する旨をSMS等を活用し利用者に周知する等の利用者が契約内容を誤解せず適切に理解できる取組を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見3-42 「お試し」の趣旨に反する新規契約の乱発を避けるため、同一事業者での割引は1名義につき1回となるようガイドラインに記載してほしい。		
<p>「お試し」について、「当該通信料金割引を同一事業者で複数回受けることができないようにすること」とされていますが、具体的にどのようにするかが明示されておりません。「1名義につき1回」か、「1電話番号につき1回」が考えられると思いますが、後者にしてしまうと利用者側は同一事業者で実質的に何回でも割引を受けることができてしまい、キャリア間でお試しの趣旨にそぐわない不適切な新規契約の勧奨合戦になることが強く懸念されます。（その結果、「お試し」契約が不自然に増加し、総務省側でも正しい契約件数の把握が行えなくなることも懸念されます。）</p> <p>通信サービスの質を実感するためには「1名義につき1回」で十分なはずですので、ガイドライン等においては「1名義につき1回」と記載いただくことをご検討いただきたいと思います。</p> <p>尚、契約名義と利用者が異なる場合（親名義を子が使用等）もありますので、キャリアのシステム上で契約名義とは別に「利用者登録」を行っている場合は、当該電話番号については契約者名義ではなく利用者名義として1回のお試しを認めていただくのが妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<p>○ 本報告書案の「当該通信料金割引を同一事業者で複数回受けることができないようにすること」とは、同一名義での契約について複数回「お試し」を目的とした通信料金割引を受けられないという意味です。本報告書案に以下のとおり脚注を追加いたします。</p> <p>【元案】 （略）当該通信料金割引を同一事業者で複数回受けることができないようにすること</p> <p>【修正案】 （略）当該通信料金割引を同一事業者で複数回受けることができないようにすること²⁹</p> <p><small>29 同一名義での契約について、複数回「お試し」を目的とした通信料金割引を受けられないものとする。</small></p> <p>○ なお、「割引を同一事業者で複数回受けることができない」の考え方については、総務省において、法第27条の3等の運用に関するガイドラインで明確化することが妥当と考えます。</p>	有
意見3-43 消費者が通信サービスをお試しできる環境整備には賛同。何度も「お試し」を申し込むケースが懸念される。お試し期間終了後の手続きを説明してほしい。		
<p>指定事業者であっても、端末購入を条件としない、新規契約を条件とする通信料金割引については、法令の趣旨を逸脱しない範囲において、乗換え検討先事業者の通信サービスの質を「お試し」として利用しやすくすることを可能とすることが適当とされましたが、お試し期間が6カ月以内と比較的長期にわたっていることと、様々な方法を駆使して何度もお試しを申し込む人がでてくることを懸念しています。お試し期間が終了する際には、お試しだけでやめる場合、継続する場合、いずれにおいてもどのような手続きが必要なのかをわかりやすく説明していただきたい。一方で通信サービスを試したうえで契約を締結できることについては歓迎いたします。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>○ 「お試し」を目的とした通信料金割引は、長期でない期間（6か月以内）に限定すること、また、同一事業者で複数回割引を受けることができないようにすることで、規制の趣旨を逸脱しない範囲で限定的に認めるものです。</p> <p>○ 特に、通信料金割引の実施期間について、6ヶ月はあくまでも上限であり、具体的な実施期間は、「お試し」の趣旨を踏まえた各指定事業者の判断であるところ、実施期間の設定にあたっては、指定事業者は、その判断の合理性について説明できるようにする必要があります。</p> <p>○ なお、当該通信料金割引の実施に当たっては、事業者において、契約時に割引期間が一定期間であることを適切に案内するとともに、割引期間終了の際、割引が終了する旨をSMS等を活用し利用者に周知する等の利用者が契約内容を誤解せず適切に理解できる取組を行うことが適当と考えます。</p>	無
意見3-44 「お試し」による通信料金割引がモバイル市場の競争に及ぼす影響を注視し、必要に応じて検証・見直しを実施してほしい。		

<p>仮に、今回の通信料金割引に関する見直しが大手MNOも対象となる場合は、モバイル市場の競争状況に急激に影響を及ぼすことも想定されることから、モバイルスタックテストにおいても従来の検証内容に加え、至近の競争状況(例えば、直近6ヵ月間の新規獲得における提供料金等の適正性の検証等)を確認する等、これまで以上に、モバイル市場の競争状況を注視いただき、必要に応じて、早急に検討・見直しいただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般の通信料金割引に関する見直しはシェアが大きい指定事業者も対象となることを踏まえ、総務省において、モバイルスタックテストの結果等も含め、通信市場の競争に与える影響を遅滞なく検証し、柔軟に見直しの検討を進めることが適当であると考えます。 ○ 検証にあたっては、「お試し」の実施状況等を詳細に把握することが重要であるため、総務省において、事業者から適切な報告を受けることが必要であると考えます。また、関係事業者においては、「お試し」の実施期間設定の理由や販売代理店の評価指標等の設定の考え方を含め、検証に協力することが重要であり、特に、最初の「お試し」の実施に際しては、実施期間の必要性等を本WGに説明するために必要な対応を行うことが適当であると考えます。 ○ また、モバイルスタックテストにおける通信料金割引については、新規獲得費用ではなく、利用者料金に関する割引として、利用者料金の額から控除されることになると考えます。 ○ 本報告書案の「同一事業者で複数回」とは、事業者が複数のブランドでサービスを提供している場合においては、ブランドごとではなく、事業者ごとに判定するという意味です。 ○ なお、「割引を同一事業者で複数回受けることができない」の考え方については、総務省において、法第27条の3等の運用に関するガイドラインで明確化することが適当と考えます。 	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>仮に、通信料金割引に関する見直しが実施された場合は、市場競争に影響を及ぼすおそれがあることから、本報告書案にも示された通り、MNO-MVNO間のイコールフットイングを確保するため、モバイルスタックテストにおいても考慮されることが重要と考えます。</p> <p>この点、通信料金割引が新規獲得に大きな影響を与える可能性がある場合、モバイルスタックテストにおいても、新規獲得費用を新規加入者数で按分する等、至近の競争状況を反映した検証の実施について検討いただくとともに、競争上の問題が生じた場合には、規律等の見直しを含め、早急に必要な措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p>また、本報告書案において、「当該通信料金割引を同一事業者で複数回受けることができないようにすること」と示されたところ、同一事業者が提供する異なるサービスブランド・料金プランごとに複数回の通信料金割引が適用されない点について、各事業者における規律遵守の促進のためガイドライン等に明記いただくことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 今般の通信料金割引に関する見直しはシェアが大きい指定事業者も対象となることを踏まえ、総務省において、モバイルスタックテストの結果等も含め、通信市場の競争に与える影響を遅滞なく検証し、柔軟に見直しの検討を進めることが適当であると考えます。</p> <p>○ 検証にあたっては、「お試し」の実施状況等を詳細に把握することが重要であるため、総務省において、事業者から適切な報告を受けることが必要であると考えます。また、関係事業者においては、「お試し」の実施期間設定の理由や販売代理店の評価指標等の設定の考え方を含め、検証に協力することが重要であり、特に、最初の「お試し」の実施に際しては、実施期間の必要性等を本WGに説明するために必要な対応を行うことが適当であると考えます。</p> <p>○ また、モバイルスタックテストにおける通信料金割引については、新規獲得費用ではなく、利用者料金に関する割引として、利用者料金の額から控除されることになると考えます。</p> <p>○ 本報告書案の「同一事業者で複数回」とは、事業者が複数のブランドでサービスを提供している場合においては、ブランドごとではなく、事業者ごとに判定するという意味です。</p> <p>○ なお、「割引を同一事業者で複数回受けることができない」の考え方については、総務省において、法第27条の3等の運用に関するガイドラインで明確化することが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見3-45 「お試し」の通信料金割引はMVNOの「踏み台」化を助長する。通信料金割引が適用される場合は他の利益提供を禁止するなど規制の簡素化を検討してほしい。モバイルスタックテストを通じて、「お試し」がMNOとMVNOの間の競争を歪めていないか確認してほしい。</p>		
<p>一部のMNOによるSIMのみ契約への過度なキャッシュバック施策によりMVNOが「踏み台」とされることで現場のオペレーションに本来必要のないコストが発生しているものと認識しております。</p> <p>「お試し」については本WG(第53回)にKDDI殿から【資料53-2-2】P14でお示しいただいた通り、見直しにより更なる「踏み台」行為が助長される可能性が懸念され、規律の見直しについてはより慎重かつ丁寧に議論が行われるべきであったと考えております。</p> <p>また、現行規律において指定事業者に認められているSIMのみ契約への過度なキャッシュバック施策に加えて本報告書案の「お試し」の双方が選択的かつ柔軟に実施可能となることで、MVNOに与える影響が一層予見困難となることを懸念しております。</p> <p>影響の予見性を高めるために、仮に本報告書案の通り「お試し」を認めることとなった場合は、現行規律において認められているSIMのみ契約へのキャッシュバック施策を禁止する等、規制をシンプルなものとするを検討すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「お試し」を目的とした通信料金割引は、利益提供の一種であることから、利益提供の上限である2万円の内数として限定的に認めるものです。したがって、直ちに「踏み台」行為を助長するまではいえないと考えます。 ○ 規制の簡素化に関する御意見については、参考として承ります。 ○ モバイルスタックテストについては、過去に検証対象となったサービス等であっても、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、検証実施時からの状況変化が認められ、かつ、移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針に記載されている検証対象の要件を満たす場合には、再度の検証を行うことは否定されていないと考えます。 	<p style="text-align: center;">無</p>

<p>モバイル通信市場の公正な競争環境を確保する観点では、仮に本報告書案の通り「お試し」を認めることとなった場合は、モバイルスタックテストにおいて「お試し」の割引額(利益提供額)を適切に計上いただくことや、過去に検証対象となったサービス等について「お試し」を行った場合は状況変化として再検証に道を開くことなどにより、「お試し」がMNOによりMVNOとの競争を歪めるために用いられていないことを確認すること強く要望いたします。</p> <p>また、「お試し」で通信サービスの質を消費者が確認するという目的から見て最大6か月間という期間が長いことや、MVNOの競争環境への影響について議論が十分にされないままとなっているという趣旨のご指摘が複数の構成員からあったなか、仮に本報告書案の通りに規律を見直すこととなった場合は、施行後6か月程度の短い期間で、MVNOを含めたモバイル市場全体の競争環境への影響等について確認・検証をしていただき、必要に応じて速やかに規律を見直すことを強く要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般の通信料金割引に関する見直しはシェアが大きい指定事業者も対象となることを踏まえ、総務省において、モバイルスタックテストの結果等も含め、通信市場の競争に与える影響を遅滞なく検証し、柔軟に見直しの検討を進めることが適当であると考えます。 ○ 検証にあたっては、「お試し」の実施状況等を詳細に把握することが重要であるため、総務省において、事業者から適切な報告を受けることが必要であると考えます。また、関係事業者においては、「お試し」の実施期間設定の理由や販売代理店の評価指標等の設定の考え方を含め、検証に協力することが重要であり、特に、最初の「お試し」の実施に際しては、実施期間の必要性等を本WGに説明するために必要な対応を行うことが適当であると考えます。 	
<p>意見3-46 「お試し」に係る早期解約にペナルティを課すなど、販売代理店に理不尽な不利益が生じないように配慮してほしい。</p>		
<p>「お試し」の施策を総務省が認めることにより、各キャリアがお試しサービスに注力することが考えられますが、キャリアショップを運営する販売代理店に理不尽な不利益が生じないよう配慮すべき旨の記載をガイドライン等でご検討いただきたいと思います。(例えば、「お試し」であっても契約に係る手続きの工数に変わりはないにも関わらず、新規契約に比して著しく低い手数料額や店舗評価の配点が設定される。あるいは「お試し」期間を経て正式な契約に至らない場合に、販売代理店側に早期解約のペナルティが課せられる等。)</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「お試し」の実施状況等を詳細に把握するため、まずは総務省において、指定事業者から適切な報告を受けることが必要と考えます。 ○ なお、指定事業者は、「お試し」の実施を販売代理店を通じて行う場合、「お試し」であっても通常の契約と変わらないため重要事項の説明義務があること、また「お試し」の趣旨ゆえに解約する可能性が相対的に高くなりうることから、販売代理店に相応の負担の発生が見込まれる点を十分に認識する必要があり、販売代理店に対して適正かつ合理的でない形で評価指標等を設定する行為は、法第29条第1項第12号の業務改善命令の対象となり得るものと考えます。 	無
<p>4 その他モバイル市場の競争促進に資する対策 (1) 通信モジュール</p>		
<p>意見3-47 使用する場所・場面等が相当程度特定されている通信モジュールが指定対象役務でないことを明確化する方向性に賛同。</p>		
<p>使用する場所・場面等が相当程度特定されている通信モジュールは規律対象でないことを明確化することについて、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>IoT社会の実現に向けて通信モジュールが重要となっていく中で、現行制度では『通信モジュール向けの通信サービス』の定義を『機能が限定的なものにしているため、使用する場所・場面等が相当程度特定されていても、機能が限定的でないものは規律の対象と解釈されるおそれ』(P154)があるところ、「使用する場所・場面等が相当程度特定されている通信モジュール向けの通信サービスは(略)潜脱的な行為のおそれがないサービスとして考えられる」(PP.154-155)ことから、当該通信モジュールについて「規律対象でないことを明確化することが適当」(P155)とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 	無

<p>見直しに賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>・使用する場所・場面等が相当程度特定されている通信モジュール向けの通信サービス（例えば、コネクテッドカーの通信モジュールに車内Wi-Fi 機能が付与されているもの）は、携帯電話サービス等と競争環境が異なるものであり、潜脱的な行為のおそれがないサービスとして考えられるほか、今後、通信モジュールを用いた移動通信市場以外のサービス等の発展を促進するためにも、本報告書（案）で取り纏められたとおり、規律対象でないことを明確化することに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見3-48 解釈にばらつきが生じないようガイドラインで具体例を記載する等により明確化してほしい。報告規則等における「通信モジュール」の定義も見直すのが良いのではないか。</p>		
<p>・「通信モジュール」は様々な用途での利用が拡大し、中には機能が限定的ではないものも多く存在するため、使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合は、指定対象役務から除外する方針に賛同いたします。</p> <p>・「使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合」は、指定対象役務から除外することをガイドラインに規定するにあたっては、解釈にばらつきが生じないよう具体例を記載する等の明確化をいただきたいと考えます。</p> <p>・また、本報告書（案）では、電気通信事業法第27条の3の規律を対象として「通信モジュール」の定義の見直しを行うことが適当とされていますが、市場や利用者への影響を考慮すれば、電気通信事業法第30条、第38条の2、電気通信事業報告規則等の他の規律で用いられている「通信モジュール」の定義の見直しも行って良いのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 具体例の記載及び他の規律の見直しについての御意見は、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>4 その他モバイル市場の競争促進に資する対策 (2) 端末購入プログラム</p>		
<p>意見3-49 買取予想価格の算出に当たって統一的なルールを導入する方向性に賛同。潜脱行為が行われないう引き続き注視してほしい。</p>		
<p>本内容に賛同いたします。</p> <p>買取予想価格の算出方法に関して統一的なルールをお示しいただくことにより、適切性を欠く買取予想価格設定を排除し、妥当性に欠く「実質1円」等の過度に低廉な実質負担金の広告訴求が抑止されることが期待されることから、事業法第27条の3の趣旨である「端末代金の値引き等について一定の厳しい条件を定め、通信料金の収入を原資とする過度な端末代金の値引きの誘引に頼った競争慣行に関して2年間を目処に根絶していく」ことに資するものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 総務省において、買取等予想価格の算定に当たって、潜脱的な行為が行われていないか、引き続き注視することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

- ・いわゆる端末購入プログラムに関して、同一機種であってもキャリアによって予想価格が大きく異なる状況を踏まえ、算定方式を一定程度統一的に定める方向性が示されたことに賛同いたします。
- ・端末購入プログラムの利用率が高まっている状況下、今後とも多様なプログラムが開発されることが想定されることから、政府においては市況のモニタリングを継続し、必要に応じた適切な措置を講じていただくことを期待します。その一例として、あるキャリアが一部端末の対照価格を大きく下げた結果、他キャリアと比較して突出して安くなる状況なども見られました。これは補助金上限額の規制を潜脱する行為にも見えかねません。こういった事例についても適宜検討の俎上に挙げていただくことを期待します。
- ・また、市場の変化が非常に速いことなどからも、より適切な予想価格の算定方法についても随時検討を行っていただくことを希望します。

【クアルコムジャパン合同会社】

- ・端末購入プログラムの予想価格の算出方法について、現行ではガイドライン等により具体的な方法が示されておらず、算出方法が事業者間で異なる状況であることに鑑み、公平性の観点や利用者の混乱抑止の観点から統一的に定める方針とすることに賛同いたします。

【株式会社NTTドコモ】

2023年12月の規律見直しの直後から、一部MNOにより新たな端末購入プログラムと組み合わせた条件等で端末の安値販売が開始される等、現状においても端末代金の値引き等の誘引に頼った競争が根絶されていない状況と認識しております。

特に一部のMNOでは、買取予想価格が他キャリアより高いものとなり、予想価格が高いがゆえに一月1円支払い・合計24円支払い等の端末購入プログラムが提供されるなど、過度な端末値引きが生じていた可能性もあって考えております。

この点、本報告書案にて、予想価格の算出方法は、中古端末事業者の買取価格を参考として、運用ガイドラインで一定程度統一的に定めることが適当であると示されたことは、端末買取価格の恣意性の排除に寄与し、端末値引きの適正化に資すると考えるため本報告書案の考え方に賛同いたします。

また端末のグループ化は、原則、各社の判断によるものとするのが適当とされ、また端末の販売当初の価格も各社が設定するものであるところ、過度な端末値引きを可能とする潜脱的なグループ化や販売当初の価格設定がなされることのないよう、総務省殿におかれましては、引き続き注視をいただくとともに、必要に応じて、見直しの検討を進めていただきますようお願いいたします。

【一般社団法人テレコムサービス協会】

<p>・本報告書案において、端末購入プログラムの買取等予想価格の算出方法について、事業者の裁量が大きいことから競争環境に影響を与えている状況や、端末購入プログラム加入者の割合が引き続き上昇することが想定される旨が示されたことを踏まえると、過度な端末値引き等による誘引に頼った競争環境がさらに拡大するおそれがあると認識しております。</p> <p>・この点、買取等予想価格の算出方法を運用ガイドラインで统一的に定めることや、買取等価格の推移は中古端末事業者の買取価格を参考とすることが適当であると示されたことは、端末値引きの適正化に寄与すると考えることから、本報告書案の考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>「予想価格の算出方法は運用ガイドラインで一定程度统一的に定めることが適当」(P159)とする本報告書(案)の方向性に賛同致します。</p> <p>また、今般の見直しにおいて「残価率の算出方法を事前に総務省に提出する運用に改めることが適当」(P163)とされたのは、「端末購入プログラムの予想価格の算出方法(略)が事業者間で異なる」(P159)ため、「一部事業者の予想価格が他キャリアより高いものとなっており、予想価格が高いがゆえに、一月1円支払い・合計24円支払い等の端末購入プログラムも行われていた」(P156)とこころ、こうした状況を是正するためのものと認識しております。</p> <p>上記の背景を踏まえると、事前に提出された残価率の算出方法に基づき算出される予想価格が本見直しの趣旨に沿っているものであるか、貴省において確認がなされるものと理解しております。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見3-50 残価率の算出に当たって、算出式の分母となる「販売当初の販売価格」は各社それぞれの販売価格ではなく各社の平均額を用いる等、統一してほしい。</p>		
<p>・端末購入プログラムの予想価格の算出に使用する残価率の設定方法において、事業者間の公平性の観点や利用者の混乱抑止の観点から可能な限り统一的な方法とすべきと考えるため、分子となる「発売からnか月後の買取平均額」にRMJ殿が公表した统一的な価格を採用することに加えて、分母となる「販売当初の販売価格」についても、各社の販売価格ではなく、例えば、各社の販売価格の平均額を用いる等、统一的に定めることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○「販売当初の販売価格」については、総務省において、法第27条の3等の運用に関するガイドラインで明確化することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>残価率の算出に使用する「発売からnか月後の買取平均額」が各社統一の価格となる以上、「販売当初の販売価格」についても、各社統一の価格(各社の「販売当初の販売価格」の平均価格等)にさせていただくことを要望します。</p> <p>今回、予想価格の算出方法を一定程度统一的に定める目的は、各社の設定する予想価格の差異の解消であることから、残価率の算出に使用する分子も分母も各社統一の価格を使用する方がその目的に則していると考えます。</p> <p>仮に、分子となる「発売からnか月後の買取平均額」が各社で統一であるのに対し分母の「販売当初の販売価格」が各社ごとに異なると、各社が販売する同じ機種であっても、本見直し後の新ルールを考慮していない過去に設定した販売価格の差により残価率に差が出てしまい、当該残価率を適用する機種の価格設定において、下図のような有利不利が発生し、公平性が保たれなくなるため、各社ごとに異なる価格ではなく、各社統一の価格を使用すべきと考えます。</p>		

前述の買取価格も含めて、具体的な内容は、今後電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドラインで定められるものと認識していますが、その内容によっては消費者不利益や端末市場での競争にも悪影響が生じる懸念もあるため、ガイドラインの策定にあたってはそのような影響が生じないようご配慮いただくことを要望します。

	残価率を算出する機種 (過去機種)			新発売する機種 (残価率を適用する機種)					
				実質負担額をほぼ同額にする場合			販売価格が同額の場合		
	販売当初の 販売価格	買取 平均額	残価率	販売価格	買取等 予想価格	実質負担額 (販売価格- 買取等予想価格)	販売価格	買取等 予想価格	実質負担額 (販売価格- 買取等予想価格)
A社	10万円		50%	12万円	6万円	6万円	12万円	6万円	6万円
B社	11万円	5万円	45%	11万円	5万円	6万円	12万円	5.4万円	6.6万円
C社	12万円		42%	10万円	4.2万円	5.8万円	12万円	5万円	7万円

【ソフトバンク株式会社】

意見3-51 RMJが公表する買取平均額が一般的な中古端末価値を反映しているか疑問。RMJの公表価格の適切性を検証し、フリマ市場での取引価格も含めた買取平均額を使用することも今後検討すべき。

中古端末事業者の買取価格(リユースモバイル・ジャパン「以下、RMJ」殿が公表した買取平均額)のみを使用することについては、以下の懸念があります。

- ・RMJ殿が公表する買取平均額が一般的な買取価格と言えるだけのシェアを占めるのか不明であること
具体的には、中古端末市場に占めるフリマ(個人間取引)のシェアは、約30%程度となっており、今後の取引量の増加も見込まれているため、一般的な買取価格の一部として無視できないと考えられる
- ・中古端末事業者と通信事業者は、中古端末の買取における競合相手でもあるため、RMJ殿が公表する買取平均額のデータに恣意性が含まれる懸念が払拭できないこと
- ・中古端末事業者の買取価格とフリマ市場における取引価格には差があり(特にAndroidで顕著)、中古端末業者の買取価格が実際の端末価値より安価になっている可能性が高く、消費者利益を損ねる懸念があること

上記のような懸念がある中で、RMJ殿が公表した買取平均額を唯一のものとして無条件で使用することは適切ではなく、少なくともRMJ殿における買取台数や中古端末市場におけるシェア等を公表するとともに、RMJ殿が公表した買取平均額が中古端末市場における一般的な端末価値と言えるか否かを、客観的なデータに基づき事前にRMJ殿以外の第三者が検証し、その検証結果を公表することを要望します。

また、フリマのような個人間取引であっても、フリマ事業者の手数料を除いた価格を用いる場合には、以下のとおり「企業と個人間の取引」の組み合わせと考えられ、今後フリマ市場での取引価格も含めた買取平均額を使用することについても上記の検証結果等も踏まえて引き続き検討すべきです。

- 端末購入プログラムの取引形態が、個人間取引ではなく、企業と個人間の取引であることに鑑みれば、個人間取引の買取価格ではなく、中古端末事業者の買取価格を参考とすることが適当と考えます。

無

<p>例)個人AB間(売主:個人A、買主:個人B)の取引価格が30,000円、フリマ事業者手数料が10%の場合 個人A → (27,000円で買取) → フリマ事業者 : 企業と個人間の取引① 個人B ← (30,000円で売却) ← フリマ事業者 : 企業と個人間の取引② ▶ 「27,000円」は「企業と個人間の取引」の買取額とみなせる 【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見3-52 RMJの買取平均価格の適切性を検証し、買取価格算定の対象とする中古端末の対象ランクを見直してほしい。一部の提出資料を事後提出してほしい。</p>		
<p>・報告書2023(案)の意見募集の際にも弊社から必要性を意見しておりましたが、予想価格の算出方法は運用ガイドラインで一定程度統一的に定めることが適当、とされている点につきまして、事業者間競争の公平性を確保する観点から賛同いたします。 ・以下、本報告書(案)に対する弊社意見を述べさせていただきます。</p> <p>●RMJ殿から提供される「買取平均額」の適正性検証の必要性について ・端末市場の更なる活性化のためには、中古端末市場のみならず、新品端末流通の活性化も重要と考えます。この点、端末購入プログラムは、端末価格が高騰する昨今においても、利用者にとって安価に多様な端末の選択肢を提供するサービスの一つと認識しております。 ・本報告書(案)では、買取等予想価格の算出には、RMJ殿から提供される買取平均額を使用することが適当とされておりますが、買取平均額は、端末購入プログラムにおける端末価格の設定に直結いたします。そのため、総務省殿におかれましては、早急にRMJ殿に対してデータ提示を要請いただくとともに、提示されたデータの適正性について、MNOも含めて検証を行うことが必要です。</p> <p>●RMJ殿から提供される買取平均額に用いられる対象端末ランクの見直しについて ・本報告書(案)では「買取平均額に用いる端末の状態」として、「未使用品と破損品を除く全てのもので算出することが適当」とされており、RMJ殿が定義するAランク(美品)、Bランク(中程度品)、Cランク(使用済み※)の買取平均額が対象となると理解しております。 ※RMJ殿の「リユースモバイルガイドライン」のCランク基準</p> <hr/> <p>目立つ傷や擦り傷等があり、明らかな使用感がある状態 (液晶に目立つ傷、複数の傷がある。全体的に傷・汚れ・塗装剥がれが目立つ)</p> <hr/> <p>・弊社端末購入プログラム「スマホトクするプログラム」では、例えば、「背面、側面に擦りキズ」「指の腹をあて、引っ掛かりがあるキズ」がある端末(Cランク相当)は、買取に際し、追加料金が必要となる場合があります。 ・そのため、買取平均額にCランクを含めた場合、追加料金が必要な端末に対し、価値の目減りを二重にカウントすることになり、利用者にとって不利益(不当に低い価値での買取)となりま</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 ○ 買取平均額の検証及び端末のランクに関する御意見については、参考として承ります。 ○ 買取等予想価格の手続については、潜脱行為を防止する観点から、グループ化の考え方を含み、買取等予想価格及び残価率の算出方法のみを事前提出とします。このことは、総務省において、法第27条の3等の運用に関するガイドラインで明確化することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従って、Cランクの端末を含めて買取平均額を算出することは適当ではないと考えます。 ・また、端末購入プログラムだけでなく、RMJ(会員企業)殿においても、Sランク(未使用品)も含めた買取を行っておりますが、RMJ(会員企業)殿はSランクに対し、発売開始からの時間経過分の価値を考慮した買取価格を設定しているため、市場における適切な買取平均額を算出するためには、Sランクも含めた計算が適当であり、Sランクを除く理由はありません。 ・上記のとおり、価値の目減りの二重カウントや、市場において現にSランクの端末買取が行われていることを踏まえ、買取平均額に用いる対象端末のランクの見直しが必要と考えます。 <p>●残価率等の算出方法に関する手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今般の見直しでは「残価率の算出方法を事前に総務省に提出する運用に改める」とされておりますが、総務省殿における事前手続きが長期化した場合、各社の販売戦略に影響を及ぼすおそれがあります。 ・また、機種によっては、販売価格が発売予定日の直前に決定されることもあるため、事前手続きに時間を要する場合、予定どおり発売できない事態が想定されます。 ・今回の見直しによって算出方法が統一され、算出に用いるデータもRMJ殿が公表する買取平均額を用いれば、事業者間の買取等予想価格の差はほぼなくなり、事後手続きであっても問題が生じることはないため、ルール運用の効率化の観点からも事前手続きではなく、事後手続きとしていただくことを要望いたします。 ・仮に事前手続きとする場合であっても、事業者の販売計画等への影響を回避する観点から、必要最低限の手続き期間とすることを要望いたします <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見3-53 買取予想価格の統一的ルール導入の観点から、残価率の算出に当たっては端末のグループ化を認めず、機種ごとに残価率を算出すべき。</p>		
<p>残価率の設定において、「共通項が多い端末でグループ化した上で当該グループの共通の残価率を設定する」ことも事業者側の判断により可能となっているところ、事業者によって判断にばらつきが出るのが懸念されます。</p> <p>一般的に中古端末の価値は機種ごとに異なることから、買取予想価格の算出方法に関して一定程度統一的なルールをお示しいただくという観点からも、グループ化については認めず、「端末(機種)ごとに残価率を算出すること」のみとすべきではないかと考えます。</p> <p>消費者からみて「端末ごとのnか月後の残価率が端末メーカー等のグループごとに統一されること」よりも、統一的なルールによって算出された妥当性のある残価率に端末販売価格を乗じた「端末ごとのnか月後の買取予想価格がわかりやすくなること」が重要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>○ 買取等予想価格の算出に用いる残価率の設定に当たっては、利用者や販売員へのわかりやすさや各社の販売戦略等も踏まえ、現時点では義務化・統一化せず、端末ごとに算出するか、共通項が多い端末でグループ化した上で共通の残価率を設定するかは、各社の判断によるのが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-54 買取予想価格の算出に係る資料の提出に当たっては、グループ化の考え方など最低限の資料のみを事前提出してほしい。</p>		
<p>買取予想価格の算出根拠を事前提出に見直すことについては、施策の機動性に影響があるため、今後は算出方法が統一されることも考慮し、少なくとも必要最小限の範囲(グループ化の考え方等事業者各社の裁量がある部分のみ等)としていただくことを要望します。</p>	<p>○ 買取等予想価格の手続については、潜脱行為を防止する観点から、グループ化の考え方を含む、買取等予想価格及び残価率の算出方法のみを事前提出とします。このことは、総務省</p>	<p>無</p>

【ソフトバンク株式会社】	において、法第27条の3等の運用に関するガイドラインで明確化することが適当と考えます。	
意見3-55 遵守状況を施行後6ヶ月程度の短いスパンで検証すべき。分かりやすさの観点から、公表情報は残価率でなく買取予想価格とするよう報告書案を修正してほしい。		
<p>本内容に賛同いたします。</p> <p>施行後の端末購入プログラムの各社の動向や遵守状況について、施行後6か月程度の短い期間で確認・検証いただき、必要に応じて更なる見直しをご検討いただくことを要望いたします。</p> <p>また、公表される情報を買取予想価格から残価率に変更することについては、買取予想価格が見えなくなることで消費者からみてnか月目に返却した際にどの程度実質負担金が減額されるのかがわかりづらくなるのが懸念されます。</p> <p>端末販売価格が変更されたとしても、残価率から買取予想価格を算出する(端末販売価格×残価率)事務処理は比較的容易であることから、消費者へのわかりやすい説明とするため、nか月目の「買取予想価格および残価率を併記し公表すること」を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>○ 端末購入プログラムのルールの遵守状況については、総務省において、確認すべきと考えます。</p> <p>○ 消費者にとっての分かりやすさの観点から、端末購入後も利用者が自身の端末の買取等予想価格を適切に把握できる状態であることが望ましいと考えます。</p> <p>○ したがって、事業者においては、端末購入プログラムの買取等予想価格を公開すべきと考えます。</p> <p>○ 以上を踏まえ、本報告書案の記述を以下のとおり修正します。</p> <p>【元案】 (略)また、現在、各社は予想価格を公表しているが、予想価格は販売価格によって変更することとなるため、今後は、残価率を公表することが適当である。</p> <p>【修正案】 (略)また、現在、各社は予想価格を公表しているが、利用者への分かりやすさの観点から、引き続き予想価格を公表することが適当である。</p>	有
意見3-56 買取予想価格の算出について、使用する買取平均額の妥当性の検証や算出方法の見直しを行うことができるよう、報告書案の記載を修正してほしい。		
<p>前述のとおり、買取予想価格の算出方法の統一化にあたって、中古端末事業者の買取価格のみを使用することについては懸念があるため、本報告書案にも以下追記いただくことを要望します。</p> <p><追記案> 「なお、引き続き、端末購入プログラムの各社の動向及び中古端末市場の状況(中古端末事業者の買取価格の妥当性検証のための端末流通状況等)を注視し、算出方法の統一化に関して、必要に応じて、見直しの検討を進めることが適当である。」</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 上記「意見3-51」に対する考え方のとおりです。</p>	無
意見3-57 短期間での乗換えによる過剰な端末割引を防止するため、端末購入プログラムの1ヶ月あたりの端末割引額に上限を設けるべき。		
<p>端末購入プログラムについて、一カ月の実質負担額が高くなる前に端末を返却して乗り換えた場合、端末割引が過剰となるのは是正すべきではないか？</p> <p>第55回WGの「追加質問への回答」でMVNO委員会から同様の指摘がありましたが、端末購入プログラムの一カ月の実質負担額が高くなる前に、端末を返却し乗り換えた場合、割引額が過剰</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	無

<p>になるという問題があります。具体的にソフトバンクの「新トクするプレミアム」は12ヶ月間で最大3665円/月、ドコモ・auの端末購入プログラムでは23ヶ月間で最大1913円/月の端末割引が適用されています。さらに、ミリ波端末特例が適用されれば割引が増額することが予想されます。</p> <p>そして割引が終了する13ヵ月目・24ヵ月目以降の実質負担額が大幅に高くなる機種があることや通信契約無しの端末割引が控えめであることが、短期間で乗り換え続けることの動機付けとなります。結果として割引の方法が、長期ユーザーが間接的に負担するような過剰な端末割引を助長しているのではないかと思います。</p> <p>また端末購入プログラムの残価が規制されたとしても、MNP割引の増額や返却期間の短縮などによってハイエンドスマホの実質1円が継続する可能性があります。一方で、乗り換え無しの機種変更の場合は、規制によって実質負担額が上がるのが予想されるので、過剰な端末割引につながる短期乗り換えが増えるのではないかと思います。</p> <p>以上の理由から、端末購入プログラム加入時には一ヵ月あたりの端末割引額にも上限を設けることを提案します。その割引額(買取金額と予定価格との差額を含む)については、割引上限額(4万円・5.5万円)を端末所有期間3年平均で割った1000円/月前後とすることが適当でないかと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>		
--	--	--

■ 第4章 おわりに

意見4—1 MNOの特定関係法人を指定対象外とすることも今後検討してほしい。		
<p>MNO3者の移動電気通信役務の合計シェアは2023年度末においても9割超であり、寡占的な状況が継続しています。また、本報告書(案)P.47に記載の通り、2023年3月末時点と2023年12月末時点の契約数の推移において、MNO3者が提供する廉価プラン等の契約数が約320万契約増加している一方でMVNOは約200万契約の増加に留まります。かつP.48に記載の通り、MNO3者の廉価プラン等からMNO3者以外の携帯電話事業者への利用者の転出は、MNO3者の廉価プラン等へのMNO3者以外の携帯電話事業者からの利用者の転入を下回り、MVNOを含めたMNO3者以外の顧客獲得が難しい状況が継続しております。</p> <p>さらに、本報告書(案)のP.18の下から4行目以降に記載されている状況の通り、MNO3者以外の指定事業者の契約数も減少しております。</p> <p>報告書2023では、2019年の改正法施行時と比較してMVNOの競争力が低下していることを踏まえた指定事業者の範囲の見直しがされました。その結果、令和5年12月より、市場におけるシェアの値から競争への影響が少ないとみなされた独立系MVNOの2者が指定から外れたと認識しております。一方で、MNOの特定関係法人であるMVNOについては、これら2者に比べて市場シェアが低いにもかかわらず、「潜脱の防止の必要性に変化はないことから、引き続き指定対象とすることが適当」と整理がされ、十分な議論がされていないと考えます。</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>また、本報告書(案)においてもMNO間の競争に焦点が置かれ、特定関係法人であるMVNOについては十分な議論がされていないと考えます。</p> <p>しかしながら、廉価プラン等の導入によりMVNOの顧客獲得が難しい状況は、独立系MVNOのみならず、MNOの特定関係法人であるMVNOにおいても同様です。</p> <p>令和5年12月より指定から外れた独立系MVNO2者においては、利用期間が2年以上の利用者へのクーポン配布や、契約年数に応じた特典付与などの長期利用者への特典を提供し始めるなど、競争力を高めつつあります。一方で、MNOの特定関係法人であるMVNOは柔軟なサービス提供が引き続き制限されていることから、独立系MVNOと同等の条件で競争することができず、MVNO間の競争に不均衡が生じております。</p> <p>例えば、当社はKDDIの連結子会社であることから、モバイルサービスを提供する当社の子会社(以下「当社地域法人」という。)が特定関係法人として法第27条の3の指定事業者とされていますが、当社地域法人及び当社グループ全体としても、先般、指定から外れたMVNO2者に比べてシェアが低く、モバイル市場において大きな影響を持ちません。具体的には、当社グループ全体のモバイルサービス契約数は2023年度3月末時点で約71万回線であり、報告書2023において競争への影響が少ないとされた利用者の数の割合0.7%(約100万人相当)にも満たない状況です。</p> <p>したがって、このようなMNOの特定関係法人であるMVNOの実態があるにもかかわらず、単に資本関係を基に指定事業者とされることは適切ではないと考えます。MVNO間の公正な競争環境の確保の観点では、MNOの特定関係法人であるMVNOにおいても独立系MVNOと同等の競争条件であることが重要と考えます。</p> <p>本報告書(案)のP.165において「料金・サービス本位の競争につながる環境整備を一層進めることが重要」と記載されておりますが、今後の競争ルールの検討にあたっては、MVNO間の競争促進、ひいてはMVNOの競争力向上を含めたモバイル市場の競争促進に資するため、特定関係法人であるMVNOについてもシェアの状況や競争力等を踏まえ、MNOの特定関係法人であるMVNOを法第27条の3の指定対象外とすることで契約者シェアが4%を超えない独立系MVNOと同等の競争条件にすること等も含めた検討が行われることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>		
意見4—2 利益提供を目的に短期間での契約・解約を繰り返す悪質な行為に対して、何らかの措置が必要。乗換え円滑化のための事務手続き簡素化の取組が必要。		
<p>事業法第27条の3の意義に触れつつ、「事業法第27条の3が目指す市場環境の実現に向けて道半ばとも考えられる。引き続き、携帯電話市場の適正化に取り組んでいく必要がある」(P165)とされていますが、違約金の上限規制等の制度改正等により利用者が円滑に事業者を乗り換えられるような市場環境の整備に向けた取組が行われる中、前述のとおり、一部の利用者において、こうした環境を巧妙に利用して不当に利得を追求しようとする動きが見られます。ついては、その趣旨に鑑み携帯電話市場の適正化に向けた取組を継続しつつも、このような逸脱行為を抑制すべく、何らかの措置等を講じて頂く必要があると考えます。</p> <p>他方、「規制は達成すべき目的に見合った必要最小限なものとするべき」という一般的な原則を踏まえつつ、個別具体の携帯電話市場における競争環境等を十分に注視して、引き続き、多様</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利益提供を目的に短期間での契約・解約を繰り返す悪質な行為については、総務省として、状況を注視することが適当と考えます ○ 事務手続きの簡素化については、参考として承ります。 	<p>無</p>

<p>な観点から検討することが重要」(P166)とされているところ、利用者が円滑に乗り換えられるよう 手続の簡素化に向けた取組が必要であると思料しますが、前述のとおり、「過去の確認結果へ の依拠」を導入することで、MNOワンストップに係る事務手続を含め、当該簡素化が図られると 考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
--	--	--

■ その他

<p>意見5-1 まずは楽天モバイルに対して、他のMNOと同レベルでプラチナバンドを割り当てるべき。</p>		
<p>新規参入した携帯キャリア会社(楽天モバイル)に対するプラチナバンドの再分配が平等に行わ れていない中、競争ルールだけ平等に守らせるのは不公平で、公正な競争を阻害するのではな いか</p> <p>まず、行うべきなのは、楽天モバイルにドコモやソフトバンクと同程度のプラチナバンドの帯域を 割り振るべきだ それができないなら、一時的に優遇すべきだ</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。</p>	<p>無</p>
<p>意見5-2 物価高対策に当たっては、中古端末市場の活性化や端末値引きの上限額の緩和ではなく企業の賃上げを促進すべき。</p>		
<p>「デフレ完全脱却のための総合経済対策」なのに中古端末買いやすくするとかミリ波端末の値引 きを緩和するとかやってることデフレまっしぐらでおかしくないですか？物価高対策ならそんなデ フレを推進する政策よりもっと賃上げするよう企業に働き掛けるべきと首相に進言して下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。</p>	<p>無</p>
<p>意見5-3 「最強」「ベスト」などの最上級表現をプラン名に用いることは優良誤認表示に当たるのではないか。</p>		
<p>楽天モバイルは最強プラン、LINEMOはベストプラン、各々が最上級表現を用いていますがこれ は優良誤認に抵触するのではないのでしょうか？ そもそも楽天が最強と言い出した時点で総務省がしっかり指導していればソフトバンクが調子乗 ってベストと言い出すことはなかったはず。恥を知れ、恥を。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>